

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の
平成30年度における業務の実績に関する評価

令和元年8月

文部科学大臣

1．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	
評価対象事業年度	年度評価	平成 30 年度（第 4 期）
	中期目標期間	平成 28 年～令和 2 年度

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		文部科学大臣		
	法人所管部局	初等中等教育局	担当課、責任者	特別支援教育課、俵幸嗣
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、塩崎正晴

3．評価の実施に関する事項	
令和元年 7 月 19 日 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の評価等に関する有識者会合に評価結果案を諮り、意見を聴取した。	

4．その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		B	B	B	
評価に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるとともに、全体としては、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献に関して、国の政策課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選・重点化するなど、研究課題の実施件数（計画値 10 課題に対して実績値 10 課題）、研究活動の外部評価（計画値 100％に対して実績値 100％）で目標を達成したことは評価できる。 ○各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成に関して、<u>研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況（計画値 80％以上に対して実績値 94.4％）、研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況（計画値 80％以上に対して実績値 93.3％）、講義配信の受講登録数（計画値 3,500 人以上に対して実績値 3,876 人）、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数（計画値 1,000 人に対して実績値 1,574 人）については、目標を達成した。</u>また、平成 30 年度に制度化された高等学校における通級による指導の指導者研究協議会を実施したほか、発達障害教育実践セミナーについては、そのニーズの高さから基調講演の動画等をインターネットに掲載するなど国の政策課題や教育現場のニーズに対応した取組を実施したことについても高く評価できる。 ○総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進に関して、研究所セミナーの参加者満足度（計画値 85％以上に対して実績値 99.6％）、地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数（毎年度 4 回に対して実績値 4 回）、講師派遣の派遣人数（計画値 430 人以上に対して実績値 430 人）で目標を達成したことは評価できる。 ○インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与に関して、地域実践研究の実施件数（計画値 14 件に対して実績値 14 件）、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（計画値 90％以上に対して実績値 100％）、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの登録件数（計画値 420 件に対して実績値 422 件）で目標を達成したことは評価できる。 ○施設・整備の整備・管理に関して、体育館の稼働率（計画値 40％に対して実績値 52.8％）、グラウンドの稼働率（計画値 40％に対して実績値 41.3％）で目標を達成したことは評価できる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	【特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献】（P. 7 参照） ・特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策課題に対応をした研究の実施を引き続き求めたい。 ・特別支援学校のみならず、小学校、中学校及び高等学校においても活用が図られる実践的な研究を実施し、その成果を学校現場に還元するための取組を充実させることが期待される。その際、教員にとって分かりやすく、活用しやすい成果物とすることが求められる。 ・研究成果の教育現場等での活用状況については、調査の結果、最も多く活用された成果物でも、「特に活用できた」及び「活用できた」と回答を得た割合は 57.1％であり、十分に活用されているとは言えない。研究成果の活用状況については、引き続き課題として検討する必要がある。 【各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成】（P. 14～15 参照） ・特別支援教育の政策上の課題及び教育現場等の課題等に対応した研修等に取り組むことが引き続き求められる。 ・講義配信の受講登録者数については、初期の目標を上回る実績値となっているが、最新の内容や注目度の高いテーマを見つけやすくする等、ユーザーにとって分かりやすいも

	のとすべく改善するとともに、講義配信コンテンツについて積極的に広報することが求められる。 ・特別支援学校教諭免許状の保有率向上は国の政策課題の一つであり、また学校現場からは、免許状の取得に係るインターネットによる講習の充実を求める声がある。そのため、インターネットを活用した免許法認定通信教育並びに特別支援教育専門研修における免許法認定講習及び免許状更新講習の実施については、内容の充実について検討し、今後も継続して実施することが求められる。 【総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進】（P. 24～25 参照） ・研究成果に関するコンテンツについては閲覧者が求める情報に簡単にアクセスできるようにするため、ニーズを調査するなどし、ホームページの利便性の向上に努める必要がある。 ・ホームページの認知度を高めるため、他の研修機関や教員養成機関等も含め、積極的な情報発信を行う必要がある。 ・特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者の認知度調査の回収率は約 51％に留まり、認知度も高いとは言えない。特別支援教育を担当としていない教員等学校関係者に対する理解啓発については、今後も課題として取り組む必要がある。 【インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与】（P. 33～34 参照） ・地域実践研究の報告書を作成し、各自治体等に配布しているが、本事業の成果が同様の課題を有する全国の自治体でより効果的に活用され、各自治体におけるインクルーシブ教育システムに関する問題意識を高めたり、課題解決の示唆を与えたりするよう、成果を普及するための情報提供の方法等を検討されたい。 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースについては、着実に利用者が増えているが、利便性の更なる向上及び幼稚園、小・中・高等学校等の教職員への周知に努める必要がある。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. 有識者からの意見	
監事等からの意見	該当なし。
その他特記事項	特になし。

※ 評価区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度		
I . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1．特別支援教育に係る実 際の・総合的研究の推進に よる国の政策立案・施策推 進等への寄与及び教育現場 への貢献	B○	B○	B○重			1－1	
2．各都道府県等における 特別支援教育政策や教育実 践等の推進に寄与する指導 者の養成	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○重			1－2	
3．総合的な情報収集・発 信や広報の充実及び関係機 関等との連携強化を通じた 特別支援教育に関する幅広 い関係者の理解の促進	B○	B○	B○重			1－3	
4．インクルーシブ教育シ ステム推進センター設置に よるインクルーシブ教育シ ステム構築への寄与	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○重			1－4	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、平成 30 年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。
- ※5 評価区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
1．業務運営の効率化に関する 事項	B	B	B			2	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
1．財務内容の改善に関する事 項	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u> 重			3	
Ⅳ．その他の事項							
1．その他の事項	B	B	B			4	

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ．財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ．その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定しがたい場合には、以下の評定とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	特別支援教育に係る実地的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」：（1）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推進に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元する等、重要な役割を果たす活動であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0118、0119

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
研究課題の実施件数	毎年度 10～11 件	—	10 件 （平成 28 年度計画値：10 件）	10 件 （平成 29 年度計画値：10 件）	10 件 （平成 30 年度計画値：10 件）	（令和元年度計画値：11 件）			予算額（千円）	242, 447	231, 250	241, 638		
研究成果の教育現場等での活用状況	50%以上	—	30%	46.6%	70.5%				決算額（千円）	240, 352	232, 614	230, 409		
研究活動の外部評価（5 段階で 4 以上の割合）	100%	100%	100%	100%	100%				経常費用（千円）	240, 613	232, 393	231, 641		
									経常利益（千円）	236, 432	232, 954	229, 556		
									行政サービス実施コスト（千円）	218, 093	226, 320	229, 969		
								従事人員数	19	17	21			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（1）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及	（1）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及	（1）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：B	評定	B
	権利条約の批准、次期障害者基本計画の策定等、国	① 研究の背景・必要性や研究の方向性、研究所が実施する研究の	① 「研究基本計画」に基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。	・国が政策立案・施策実施等のために必要と	① 戦略的かつ組織的な研究の実施 「研究基本計画」に基づき、各地域や学校現	研究基本計画に基づき、 基幹研究（横断的研究）2	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。	

	内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施するため、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して実施し、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。 これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、研究の背景・必要性や研究の行程、達成すべき成果を明示したロードマップを早急に明らかにするとともに、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等はもとより広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及を図ること。	内容、達成すべき成果等、今後5年間の研究のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を策定し、これに基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。 イ 基幹研究：文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究（横断的研究）各障害種別を通じて、国の重要な政策課題の推進に寄与する研究（原則5年間） （障害種別研究）各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究（原則2年間） ロ 地域実践研究：インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために研究所が地域と協働して実施する研究（メインテーマのもとに複数のサブテーマを設定、原則2年間） ② 基幹研究及び地域実践研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、毎年度概ね10～11課題を実施する。	イ 基幹研究：文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究（横断的研究、障害種別研究） ロ 地域実践研究：インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために研究所が地域と協働して実施する研究 ② 基幹研究及び地域実践研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、基幹研究6課題、地域実践研究4課題を実施する。 イ 平成30年度は、基幹研究を次のとおり実施する。 i) 平成29年度からの継続研究（基幹研究：横断的研究） ・我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究（平成28～32年度） ・特別支援教育における教育課程に関する総合的研究（平成28～32年度）（基幹研究：障害種別研究） ・視覚障害を伴う重複障害のある児童生徒	する課題に関する調査研究を毎年度10件程度実施する。 ・教育現場における研究成果の活用状況を毎年度調査し、半数以上の現場で改善に活用される。 ＜その他の指標＞ ・研究成果について、国へ提供するとともに、都道府県等教育委員会はもとより広く一般に公開したか。また、サマリー集やリーフレット等を作成し、効果的な還元を行ったか。 ＜評価の視点＞ 特になし	場におけるインクルーシブ教育システム構築の動きが一層本格化する状況や新学習指導要領等の本格実施に向けて特別支援教育における教育課程に関する研究が重要であること等を踏まえて、国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究として以下に示す基幹研究6課題、地域実践研究4課題の計10件の研究を実施した。また、研究は④に示しているとおり、戦略的かつ組織的に推進した。なお、これ以外に外部資金研究20件、受託研究4件を実施した。 ② 基幹研究6課題と地域実践研究4課題の実施 平成30年度に実施した研究成果の概要は以下のとおり。 イ 平成30年度の基幹研究の実施 i) 平成29年度からの継続研究（基幹研究：横断的研究） ・「我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究－インクルーシブ教育システム構築の評価指標（試案）の検証－」→評価指標（試案）のコンセプトを明確化し、研究協力機関での試行により改善を図った。 ・「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究－新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題－」→育成を目指す資質能力の指導の状況や学びや支援について、総合的なまとめを行って	件、基幹研究（障害種別研究）4件、地域実践研究4件、合計10件を実施した。その際、研究課題に応じて全研究職員が障害種を横断して研究チームを編成し、それぞれに外部の研究協力者・機関を委嘱した。 主務大臣の指摘事項（「平成29年度における業務の実績に関する評価」）である研究成果の活用度について、従来の研究成果報告書、研究成果報告書サマリー集に加えてリーフレット、ガイドブック等の研究成果物を含めた活用状況の調査を行った。その結果、最も多く利用された成果物（「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック－試案－」）は回答機関の57.1%が「特に活用できた」「活用できた」と回答した。また、半数以上の機関は「特に活用できた」あるいは「活用できた」成果物を少なくとも6つ挙げていた。少なくとも1つの成果物について「特に活用できた」「活用できた」とした回答は70.5%であった。 2つめの指摘事項であった小学校・中学校、特に高等学校においても活用の図られる実践的な研究への対応として基幹研究において小・中学校等で利用できるガイドブック（試	＜評価すべき実績＞ 国の政策課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選・重点化し、研究課題の実施件数（計画値10課題に対して実績値10課題）、研究活動の外部評価（計画値100%に対して実績値100%）で目標を達成した。 ＜今後の課題・指摘事項＞ 特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策課題に対応をした研究の実施を引き続き求めたい。 特別支援学校のみならず、小・学校、中学校及び高等学校においても活用が図られる実践的な研究を実施し、その成果を学校現場に還元するための取組を充実化させることが期待される。その際、教員にとって分かりやすく、活用しやすい成果物とすることが求められる。 研究成果の教育現場等での活用状況については、調査の結果、最も多く活用された成果物でも、「特に活用できた」及び「活用できた」と回答を得た割合は57.1%であり、十分に活用されているとは言えない。研究成果の活用状況については、引き続き課題として検討する必要がある。 ＜有識者からの意見＞ ・ナショナルセンターとして国の政策課題に対応し、先を見据えた研究と、すぐに教育現場で役立てることができる研究の両者を実施することが重要である。
--	---	---	--	---	---	---	--

	なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。 【指標】 ・インクルーシブ教育システム構築における取組の成果や課題を可視化するための評価指標の開発など、国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究を毎年度 10 件程度実施する。(平成 23 年度：16 件、平成 24 年度：10 件、平成 25 年度：10 件、平成 26 年度：11 件、平成 27 年度：11 件) ・教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況(研修会等への活用実績や授業実践への活用実績等)を毎年度調査し、半数以上の現場で改善に活用される。 【重要度：高】【優先度：高】 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元する等、重要度、優先度は高い。		の指導に関する研究－特別支援学校（視覚障害）における指導を中心に－（平成 29～30 年度） ・精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究（平成 29～30 年度） ii）平成 30 年度から新規に行う研究（基幹研究：障害種別研究） ・聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実に関する研究－乳幼児を対象とした地域連携－（平成 30～31 年度） ・言語障害のある中学生への指導・支援の充実に関する研究（平成 30～31 年度） ロ 平成 30 年度は、地域実践研究を次のとおり実施する。 i）平成 30 年度からの新規課題 ・インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備に関する研究（メインテーマ） a 就学に関する教育相談、就学先決定に関する研究（サブテーマ） b インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究（サブテーマ） ・インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育に関する実際研究（メインテーマ） a 多様な教育的ニーズに対応できる学校		いる。 （基幹研究：障害種別研究） ・「視覚障害を伴う重複障害のある児童生徒の指導に関する研究－特別支援学校（視覚障害）における指導を中心に－ →訪問調査を実施した上で効果的な指導内容と指導方法を示した。 ・「精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究」 →「精神疾患及び心身症のある子どもの教育支援ガイドブック」（試行版）を作成した。 ii）平成 30 年度から新規に行った研究（基幹研究：障害種別研究） ・「聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実に関する研究－乳幼児を対象とした地域連携－ →特別支援学校（聴覚障害）における機関連携の状況に関する全国調査を実施し、結果の考察を行った。また、訪問調査も開始した。 ・「言語障害のある中学生への指導・支援の充実に関する研究」 →小学校のことばの教室に通っていた言語障害のある中学生の実態、ことばの教室担当教員の現状と指導上の課題や通いやすい教室の在り方等を明らかにすることを目的として全国調査を実施し、結果の考察を行った。 ロ 地域実践研究 平成 30 年度は、合計で 13 の指定研究協力地域と協働し、都道府県等教育委員会から派遣された地域実践研究員とともに研究を推進し、地域の課題を解決する知見を得た。また、6 県市・7 会場において「地域実践研究フォーラム」を実施し、地域や学校が直面する課題の解決に貢献する成果を得た。[詳細は P 33-34 に掲載]	行版）の開発を行った。 また、終了課題について研究成果報告書、研究成果報告書サマリー集を作成し、文部科学省や都道府県、全国の市区町村教育委員会、特別支援教育センター、各種学校長会等の関係機関へ送付した。また、ガイドブック（試行版）、リーフレットについては研究成果報告書の一部として作成し、研究所のホームページで公開したり、研究所セミナーや地域の指導的立場にある者を対象とした研修講義で活用したりするなど、研究成果の効果的還元に取り組んだ。 以上により目標を達成した。 ＜課題と対応＞ 研究成果の活用については、定量的指標は達成した一方で、最も活用された成果物の活用度の数値が 50％台に留まっていることから、研究所が主催する研修の方法の工夫、改善を行うとともに、教育現場に対して教員研修、情報提供を行う特別支援教育センター等の協力を得て、研究所として研究成果の内容及び示し方のさらなる工夫や普及方策の改善を図る。	・教員は多忙であり、熱心な教員ほど研究成果を読む時間が取れない。そのため、研究成果については使い勝手に配慮し、①管理職向け、②特別支援コーディネーターや特別支援学級担当者向け、③通常の学級担任等向け等のカテゴリで作成することが望まれる。 ・障害者を取り巻く環境の著しい変化に迅速に対応した研究が望まれる。特に、教育現場における I C T の活用や障害のある児童生徒のキャリア教育等についての研究が望まれる。 ・インクルーシブ教育は特別支援学校では浸透してきている一方、高等学校においてはインクルーシブ教育の理解が不十分な点がある。高等学校は入試もあり、境界線上の子供の中には高等学校に進学する者もいるため、その点についての研究を進めていただけると子供達のためになると思われる。 ・不登校と発達障害の関連性と実態調査、地域の社会資源とつながったチーム支援の在り方、などの研究をお願いしたい。
--	---	--	---	--	---	---	---

		③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等をはじめ、広く国民に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等はもとより広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。 ④ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機	づくりに関する研究（サブテーマ） ｂ 学校における合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究（サブテーマ） ③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等をはじめ、広く国民に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等はもとより広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。 ④ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとと		③ 研究課題の精選・採択及び研究計画・内容の改善（研究ニーズ調査） 平成 29 年 12 月 19 日～平成 30 年 1 月 31 日にかけて、全国の都道府県、市区町村等教育委員会、特別支援教育センター、特別支援学校、教員養成大学、各種学校長会、教育長会等を対象として、平成 30 年度に実施する研究課題及び第 4 期中期目標期間における 5 年間に実施予定の研究課題についてのニーズ調査を研究所のホームページ上で実施した。 その結果、平成 30 年度の新規研究課題（4 課題）について 691 件、第 4 期中期目標期間における 5 年間の研究計画について 74 件の回答があった。この回答を踏まえて、取り上げる事例についての内容の改善や実施する調査内容の改善を図るなど、「研究実施計画」の改善を行うとともに、その工夫や改善の方向性については研究所のメールマガジンを通じて公開した。また、第 4 期中期目標期間における 5 年間の研究計画についての意見は、各研究班による研究基本計画の改定の検討を行う際の参考資料とするなど、研究計画や内容の改善を図った。 ・研究成果の公開 全ての終了課題で、研究成果報告書を作成するとともに、それらを簡潔にまとめた研究成果報告書サマリー集を作成し、文部科学省や都道府県、全国の市区町村教育委員会、特別支援教育センター、各種学校長会等の関係機関へ送付したほか、ガイドブック（試行版）、リーフレットを研究成果報告書の一部として作成し、研究所のホームページで公開したり、研究所セミナーや研修講義で活用したりするなど、研究成果の効果的還元に取り組んだ。 ④ 研究チームの編成と各種関係機関・団体との連携 文部科学省の特別支援教育調査官等に加え、	
--	--	--	---	--	--	--

		関を積極的に登用するとともに、横断的研究及び地域実践研究については、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。			もに、横断的研究及び地域実践研究については、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。		都道府県等教育委員会、各種学校長会、特別支援学校、専門的な知見を有する大学教員、国立教育政策研究所の研究官等を研究協力者として委嘱した。 横断的研究及び地域実践研究では、研究課題に応じて全研究職員40名が障害種を横断して柔軟な研究チームを構成するなど、それぞれの専門性を生かした研究を推進する体制とした。 基幹研究の実施にあたり、文部科学省から示された政策的な動向を踏まえて研究を進めたほか、関係する研究班等が全国特別支援学校長会の実施する各種調査の設計・分析等に協力し調査結果を共有している。特に、全国聾学校長会から「特別支援学校（聴覚障害）における指導等に関する実態調査」のデータ提供を受け、全国聾学校長会と聴覚班が連携し、年度内に分析を行った。研究成果についても全国聾学校長会を通じて効果的に普及することとしている。		
		⑤ 終了した研究課題毎に、教育委員会や学校等の教育現場における研究成果の活用状況(研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等)について毎年度アンケート調査を実施し、半数以上の現場で改善に活用されているかの検証を行う。			⑤ 終了した研究課題について、教育委員会や学校等の教育現場における研究成果の活用状況(研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等)のアンケート調査を実施し、半数以上の現場で改善に活用されているかの検証を行う。また、研究成果がより一層教育現場で活用されるよう、得られた調査結果を分析し、必要に応じて教育委員会等へ聞き取り調査を行うとともに、研究成果のアウトプット方法を検討し、次の研究計画立案に活用する。		⑤ 活用度調査の改善と実施 平成30年度は、次のような内容で調査を実施した。 ・調査期間 平成31年3月8日～平成31年3月28日 ・調査内容 平成27年度及び28年度に終了した研究課題の研究成果報告書サマリー集、研究成果報告書、リーフレット、ガイドブック等の現場における課題の改善への活用等についての意見招請 ・調査対象 都道府県等教育委員会、特別支援教育センターの計191件 ・結果 105件の回答(回収率は55.0%)があり、最も多く利用された成果物は「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブックー試案ー」であり、回答した機関の57.1%が「特に活用できた」「活用できた」と回答した。続いて「特別支援教育でICTを活用しよう」が54.3%、「インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに関する研究ー学校における体制づくりのガイドライン(試案)の作		

					成ー」が 51.4%となった。また、「特に活用できた」と「活用できた」を合わせた成果物の数が 1 つ以上あった機関の割合は 70.5%、6 つ以上の機関の割合でみても 51.4%であり、半数以上の機関が少なくとも 6 つ以上の成果物を活用していた。また、研究成果の示し方については「リーフレットのように研究の概要が簡潔にまとめられたもの」「ガイドブックのように教員が活用しやすいもの」「教育委員会や特別支援教育センターでの研修で活用しやすいもの」という回答が多かった。教育委員会 1 機関、及び特別支援教育センター 2 機関に対して聞き取り調査を行った結果でも、同様の回答がみられた。		
	（２）評価システムの充実による研究の質の向上 研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、PDCAサイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。 【指標】 ・研究所運営委員会の行う外部評価において、全ての研究において高い評価（５段階評価で４以上）を得る（平成 23 年度～平成 26 年度実績：全ての研究で４以上の評価）。	（２）評価システムの充実による研究の質の向上 ① 「研究基本計画」に基づき、研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。全ての研究課題について、外部評価において、高い評価（５段階評価で４以上）を得る。	（２）評価システムの充実による研究の質の向上 ① 「研究基本計画」に基づき、研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。全ての研究課題について、外部評価において、高い評価（５段階評価で４以上）を得る。	＜主な定量的指標＞ - 外部評価において、全ての研究において高い評価（５段階評価で４以上）を得る。 ＜その他の指標＞ - 研究区分の特性に応じた評価システムを構築し、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定等を行い、評価システムの改善を図る。また、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用する。 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ① 内部評価と外部評価 内部評価として、研究の実施期間中に行われる中間評価、研究開始年度の年度末に行われる初年度評価と最終年度の年度末に行われる最終評価を行った。 外部評価は、研究所の運営委員会に置く外部有識者で構成される外部評価部会が以下のとおり行った。 ・期間 平成 31 年 4 月～令和元年 5 月 ・対象課題 基幹研究 6 課題 地域実践研究 4 課題 ・評価結果 A+、A、B、C、C-の 5 段階で評価を実施し、10 課題のうち、A+評価が 1 課題、A 評価が 9 課題であった。 なお、A+であった課題は以下のとおりである。その他の課題は A 評価。 i) 最終評価（平成 30 年度終了課題） 「精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究」 → 評価：A+	＜根拠＞ 平成 30 年度に実施した基幹研究 6 課題及び地域実践研究 4 課題について、内部評価及び外部評価を実施した。外部評価において全 10 課題のうち 1 課題が A+、それ以外の 9 課題が A となり、全 10 課題で 5 段階中 4 以上の評価となった。 また、外部評価の実施にあたり「平成 29 年度における業務の実績に関する評価」（平成 30 年 8 月）における主務大臣の指摘事項（有識者の意見）「ホームページや特総研の印刷物等を活かしているかが評価できると良い」を踏まえ、外部評価部会で評価を実施した。 基幹研究と地域実践研究で異なる評価の観点を	＜有識者からの意見＞ 研究の成果が全ての子供たちに還元されることを目指し、今後も引き続き研究を進めていただきたい。

		② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用する。	② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用する。		② 評価システムの改善 平成 30 年度は、平成 29 年度に引き続き、評価の観点として、国の政策立案や施策推進等への寄与、地方自治体の施策推進等への寄与、学校現場での課題解決への寄与の観点で該当する研究成果の活用可能性を評価するなど、アウトカムを重視する評価の観点を設定した。また、初年度評価については、研究の進捗状況を中心にした総合評価とし、次年度に向けた改善策や充実につながる方策についての意見を求める項目を設定し、研究の質的向上につながる評価を行った。 地域実践研究については、これらに加えて指定地域での課題解決の見込みについて項目を設けるなど、研究区分の特性に応じた評価を行った。 内部評価、外部評価の評価結果については、評価結果の確定後に、理事長が、それぞれの研究代表者へ速やかにフィードバックし、指摘への対応状況について次の段階の自己評価の際に様式に記入させ、具体的な報告を求めるなど、PDCA サイクルが着実に実施されるように評価システムを運用した。	設けるなど、研究区分の特性に応じた評価を行うとともに、定性的な評価を指向した評価票の改善を行った。 評価結果は理事長が、それぞれの研究代表者へ速やかにフィードバックするなど、PDCA サイクルが着実に実施されるように評価システムを運用した。 以上により目標を達成した。 <課題と対応> 評価項目、評価方法についてはその改善のため不断の見直しを行い、他の独立行政法人等の評価システムを参考とするなど評価システムの充実を図ることとしている。	
--	--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－2	各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成			
業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 2 号	
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」、難易度「高」：（2）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 各都道府県等が進める教職員の資質向上への支援は、喫緊の課題であり、重要度は高い。また、免許法認定通信教育は、新たにシステムを構築して運用を図るもので、コンテンツの新規整備や各都道府県における試験の実施等、様々な課題があり、難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0118、0119	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況	80%以上	－	100%	100%	94.4%				予算額（千円）	247,370	285,147	215,297		
研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況	80%以上	－	96.4%	96.4%	93.3%				決算額（千円）	202,561	235,631	192,395		
講義配信の受講登録数	中期目標期間終了までに、4,000 人以上	－	1,877 人 （平成 28 年度計画値：800 人以上）	2,722 人 （平成 29 年度計画値：2,400 人以上）	3,876 人 （平成 30 年度計画値：3,500 人以上）	（令和元年度計画値：4,000 人以上）			経常費用（千円）	202,404	253,947	210,682		
免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数	中期目標期間終了までに、3,000 人以上	－	551 人 （平成 28 年度計画値：300 人以上）	1,470 人 （平成 29 年度計画値：700 人以上）	1,574 人 （平成 30 年度計画値：1,000 人以上）	（令和元年度計画値：1,000 人以上）			経常利益（千円）	186,231	240,147	197,037		
									行政サービス実施コスト（千円）	194,259	253,947	210,682		
									従事人員数	13	15	12		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
					業務実績	自己評価																	
	（１）国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。 研修の実施に当たっては、その実施状況を踏まえた課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、教員研修センターなどの関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、社会情勢の変化等を勘案した集中と選択の観点から、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした研修体系を早急に策定すること。 さらに、研修を通じ	（１）国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ① 研修の背景・必要性や研究所が実施する研修の基本方針や概要、実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定し、これに基づき、次の研修を実施する。 イ 特別支援教育専門研修:各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約２か月間の宿泊研修） ・視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース（視覚障害教育専修プログラム）（聴覚障害教育専修プログラム）（肢体不自由教育専修プログラム）（病弱教育専修プログラム） ・知的障害教育コース（知的障害教育専修プログラム） ・発達障害・情緒障害・言語障害教育コース（発達障害・情緒障害教育専修プログラム）（言語障害教育専修プログラム） ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会:各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修(各２～３日間の宿泊研	（１）国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ① 「研修指針」に基づき、次の研修を実施する。 イ 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約２か月間の宿泊研修） （第一期）発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 募集人員：70 名 実施期間：平成 30 年 5 月 14 日～平成 30 年 7 月 13 日 （第二期）知的障害教育コース 募集人員：70 名 実施期間：平成 30 年 9 月 5 日～平成 30 年 11 月 9 日 （第三期）視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース 募集人員：70 名 実施期間：平成 31 年 1 月 9 日～平成 31 年 3 月 14 日 募集人員計：210 名 ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会：各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修（各 2 日間の宿泊研修） ・高等学校における通級による指導に関わ	＜主な定量的指標＞ ・研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について 80%以上 ・研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について 80%以上 ＜その他の指標＞ ・研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式を多く取り入れる等プログラムの工夫を行ったか。 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ① 「研修指針」に基づく研修の実施 ・ 当研究所の研修は、第 4 期中期計画に基づき、研修の背景・必要性、研修実施の基本方針や実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定（平成 28 年 3 月）し、実施している。 イ 特別支援教育専門研修について ・ インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、専門性の向上や指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める研修を年度計画どおり実施した。 ・ 平成 30 年度特別支援教育専門研修の募集人員は、前年度同様計 210 名としたが、研修修了者数は 224 名であり、募集人員に対する参加率は 106.7%となった。 ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会について 特別支援教育政策上の課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応し、年度計画どおりに 3 つの研究協議会を実施した。 ・ 高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会の受講者数は 116 名で、募集人員に対する参加率は平均で 108.3%であっ	＜評定と根拠＞ 評定：A 特別支援教育専門研修受講者の指導的役割の実現状況、自己目標の実現状況の達成度は 118 %と 116.6%であり、おおむね A 評価の基準を達成した。 また、国の政策課題に対応して高校通級研修を実施した。また、発達障害教育実践セミナーでは、これまでの定員 200 名から 300 名（+150%）へと 100 名の定員数を増やした。さらに、特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会では 2 日間開催とし、より多くの実践を学びたいという受講者のニーズに応える改善を図った。 その他全ての研修、協議会において、学習指導要領改訂に対応したカリキュラムの見直しや、昨年度の参加者アンケート等を参考に内容の見直しを行った。 ＜課題と対応＞ 特別支援学校の学習指導要領の改訂や高等学校における通級による指導の制度化等、新たな教育課	<table><tr><td>評定</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。</td></tr><tr><td colspan="2">＜評価すべき実績＞</td></tr><tr><td colspan="2">各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成に関して、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況（計画値 80%以上に対して実績値 94.4%）、研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況（計画値 80%以上に対して実績値 93.3%）、講義配信の受講登録数（計画値 3,500 人以上に対して実績値 3,876 人）、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数（計画値 1,000 人に対して実績値 1,574 人）については、目標を達成した。</td></tr><tr><td colspan="2">その他、高等学校における通級による指導に関し、指導者研究協議会を実施したり、発達障害教育実践セミナーについて、そのニーズの高さから基調講演の動画等をインターネットに掲載したりするなど、国の政策課題や教育現場のニーズに対応した取組を実施したことは、高く評価できる。</td></tr><tr><td colspan="2">＜今後の課題・指摘事項＞</td></tr><tr><td colspan="2">特別支援教育の政策上の課題及び教育現場等の課題等に</td></tr></table>	評定	A	＜評定に至った理由＞		以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。		＜評価すべき実績＞		各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成に関して、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況（計画値 80%以上に対して実績値 94.4%）、研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況（計画値 80%以上に対して実績値 93.3%）、講義配信の受講登録数（計画値 3,500 人以上に対して実績値 3,876 人）、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数（計画値 1,000 人に対して実績値 1,574 人）については、目標を達成した。		その他、高等学校における通級による指導に関し、指導者研究協議会を実施したり、発達障害教育実践セミナーについて、そのニーズの高さから基調講演の動画等をインターネットに掲載したりするなど、国の政策課題や教育現場のニーズに対応した取組を実施したことは、高く評価できる。		＜今後の課題・指摘事項＞		特別支援教育の政策上の課題及び教育現場等の課題等に	
評定	A																						
＜評定に至った理由＞																							
以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。																							
＜評価すべき実績＞																							
各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成に関して、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況（計画値 80%以上に対して実績値 94.4%）、研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況（計画値 80%以上に対して実績値 93.3%）、講義配信の受講登録数（計画値 3,500 人以上に対して実績値 3,876 人）、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数（計画値 1,000 人に対して実績値 1,574 人）については、目標を達成した。																							
その他、高等学校における通級による指導に関し、指導者研究協議会を実施したり、発達障害教育実践セミナーについて、そのニーズの高さから基調講演の動画等をインターネットに掲載したりするなど、国の政策課題や教育現場のニーズに対応した取組を実施したことは、高く評価できる。																							
＜今後の課題・指摘事項＞																							
特別支援教育の政策上の課題及び教育現場等の課題等に																							

	て、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、PDCAサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。 【指標】 ・教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について 80%以上の達成を図る。 ・研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について 80%以上の達成を図る。 【優先度：高】 各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は、喫緊の課題であり、優先度は高い。	修) ・就学相談・支援指導者研究協議会 ・発達障害教育指導者研究協議会 ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会 ・特別支援教育のICT活用に関わる指導者研究協議会	る指導者研究協議会（連続型） 募集人員：100 名 実施期間： 第1回 平成30年5月7日～8日 第2回 平成30年8月27日～28日 第3回 平成30年12月10日～11日 ・特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会 募集人員：70 名 実施期間：平成30年7月23日～24日 ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会 募集人員：70 名 実施期間：平成30年11月21日～22日		た。 ・特別支援教育における ICT 活用に関する指導者研究協議会の受講者は82名で、募集人員に対する参加率は117%であった。 ・交流及び共同学習推進指導者研修協議会の受講者数は77名で、募集人員に対する参加率は110%であった。 ・3つの研究協議会いずれも、前年度より参加率が3%～12%増加している。	題へ迅速に対応できるよう研究成果を十分に研修に反映させることが必要となっている。このため、受講者や教育委員会等のアンケート等を基にカリキュラムの改善を図る等、不断の見直しを行い、PDCA サイクルを十分に機能させ、今後の研修事業の在り方の検討を早急に進めていく必要がある。	対応した研修等に取り組むことが引き続き求められる。 講義配信の受講登録者数については、初期の目標を上回る実績値となっているが、最新の内容や注目度の高いテーマを見つけやすくする等、ユーザーにとって分かりやすいものとすべく改善するとともに、講義配信コンテンツについて積極的に広報することが求められる。 特別支援学校教諭免許状の保有率向上は国の政策課題の一つであり、また学校現場からは、免許状の取得に係るインターネットによる講習の充実を求める声がある。そのため、インターネットを活用した免許法認定通信教育並びに特別支援教育専門研修における免許法認定講習及び免許状更新講習の実施については、内容の充実について検討し、今後も継続して実施することが求められる。 <有識者からの意見> ・各都道府県の特別支援教育の指導者となる人材の育成の場として、本研究所の研修は大きな役割を果たしている。今後も時代に応じた内容にリニューアルしつつ、取組を継続することが望まれる。 ・インクルーシブ教育が日本の学校教育全体に機能するためには、国立特別支援教育総合研究所の研修の更なる充実が求められる。研修の定員数を増やしているが、より一	
		ハ 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会：全国特別支援学校長会と連携し、各都道府県等において指導的な立場にある寄宿舎指導員を対象として、寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図る協議会 募集人員：60 名 実施期間：平成30年7月31日	ニ 特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会：全国特別支援学校長会と連携し、特別支援学校の体育・スポーツ活動に関して指導的立場に立つ教員等を対象として、実践交流・情報交換を通じて、体育・スポーツ指導の専門性の向上及び特別支援学校を拠点とした体育・スポーツ活動の充実を図る協議会 募集人員：60 名 実施期間：平成30年8月21日～平成30年8月22日		ハ 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会について 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会は、全国特別支援学校長会との連携研修であり、受講者は67名であった。寄宿舎指導員の研修の機会が全国的に少ない中、受講者からは有意義であったとのプラス評価が94%で満足度の高い協議会となった。		ニ 特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会について 特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会は、全国特別支援学校長会との連携研修であり、受講者は40名であった。受講者のニーズを反映し、2日間に拡充しての開催となり、有意義であったとのプラス評価が98%で満足度の高い協議会となった。	② 発達障害教育実践セミナーについて 広く発達障害についての教員の理解促進と実践的な指導力の向上を図るため「発達障害教育実践セミナー」を開催した。発達障害に対する関心の高まりや研修ニーズに応え、募集人員を前年度より100名増加して実施した。募集開始

			る幼児児童生徒に対する指導・支援に関して、最新情報の提供や取組の紹介、実践事例の報告、研究協議等を通じ、発達障害教育の理解推進と実践的な指導力の向上を図ることを目的としたセミナー 募集人員：300 名 実施期間：平成 30 年 8 月 3 日		直後に応募が定員に達する状況であった。全体テーマを「通級による指導」に焦点を当てながら、幼児期から就労に至るライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を目指した。参加者の満足度が 99.1%となり、満足度の高いセミナーとなった。 なお、本セミナーへのニーズの高さから、当日の基調講演の動画及び資料の一部を、当研究所発達障害教育推進センターWeb サイトに掲載し、誰もが閲覧できるよう利便を図った。		層の取組の充実が期待される。 ・障害に対する知識や授業内容・方法だけではなく、指導の評価方法や、授業研究の在り方等、指導者としての実践力が身に付く研修の実施が望まれる。 ・特別支援教育を学校経営の観点から進めるため、国や他機関と連携し、管理職向けの研修を検討していただきたい。
		② 研修の実施に当たっては、教職員支援機構などの関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。	③ 研修の実施に当たっては、関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。		③ 研修カリキュラムの見直し等について 特別支援教育専門研修及び各研究協議会の修了直後のアンケート等を踏まえ、見やすく分かりやすい資料の作成例の提案やシラバスに沿った講義となるよう担当講師への要請、最新の研究成果を講義に取り入れるなどのカリキュラムの見直し等を行った。また、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応するため、平成30年度より開始となった高等学校における通級による指導について、より実践的な内容となるようカリキュラムの見直しを図った。発達障害教育実践セミナーでは、喫緊の課題である通級による指導担当者の実践的指導力の向上を目指し、より具体的な内容とするなどの見直しを図った。さらに、2020 年に開催される東京オリンピック、パラリンピックに向けた機運の高まりを受け、各地域で障害者スポーツの振興が図られるよう障害者スポーツ等に関わる講義・演習を取り入れた。その他全ての研修において新学習指導要領に対応した内容となるよう見直した。 (主な改善例) ・インクルーシブ教育システムの充実を図るため、特別支援教育専門研修の「各障害種教育論」等において、小・中学校等に在籍している支援の必要な児童生徒への指導内容・方法等に関する内容を増やすとともに、研究成果や新学習指導要領、高校通級に関わる内容等、国の最新情報や最新の調査結果を取り入れるなど、講義内容について随時見直しを行った。 ・「教育と医療・保健・福祉・労働との連携」の		

		③ 任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後に受講者の指導的役割の実現状況についてのアンケート調査(各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況)を実施し、80%以上の達成を確保する。 また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、PDCAサイクルを重視した	④ 特別支援教育専門研修及びインクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会の平成29年度受講者及び任命権者である教育委員会等に対し、平成29年度研修受講者を対象とした研修修了1年後における指導的役割の実現状況(各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況)についてのアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、PDCAサイクルを重視した研修の運営を行う。	講義において特別支援学校の地域支援(センタ－的機能)を意識した内容とした。 ・受講者が指導者として活躍できるよう共通講義「研修の企画・運営の方法」において、グループ協議を行った上で自己目標を考えさせるなど、協議・演習の構成を工夫した。 ・障害者スポーツについては、特別支援教育担当教員が啓発していくことの重要性に鑑み、専門研修において「障害者スポーツの概要と実践」を取り入れた。 ・高等学校における通級による指導の国の政策動向を踏まえ、導入に向けての経緯や検討課題、留意点等についての講義や、既に導入している教育委員会、高等学校の取組の紹介を取り入れた。また、連続型の研修であることを生かして時間を置いて課題を整理するなど、より実践的な研修を実施した。さらに、指導実践の充実に向けて、自立活動に基づいた指導内容を検討する演習を行うなどの内容を取り入れた。	④ 教育委員会等や受講者に対するアンケート調査 1) 特別支援教育専門研修修了1年後アンケート調査における指導的役割の実現状況 平成29年度特別支援教育専門研修修了者について、修了1年後を目途に、受講者、受講者の所属長及び教育委員会に対し、受講者の各地域等での指導的役割の実現状況の把握を目的に、アンケート調査を行った。 その結果、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は97.2%、受講者が研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長(学校長等)は98.2%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は94.4%と、目標値である80%を超える結果となった。 2) 特別支援教育専門研修における自己目標の修了直後における実現状況 平成30年度特別支援教育専門研修受講者の研修修了直後における自己目標の実現状況は、第一期は92%、第二期は91%、第三期は97%と、目標値である80%を超える結果となった。	
--	--	--	--	--	--	--

		研修の運営を行う。			また、修了直後アンケートでは、「研修プログラムが指導者養成研修として適切であるかどうか」について聞いているが、第一期は 100%、第二期は 99%、第三期は 100%の「適切である」という評価結果を得た。 3) インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会修了 1 年後アンケート調査における指導的役割の実現状況 平成 29 年度インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会（高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会、特別支援教育における ICT 活用に関わる指導者研究協議会、交流及び共同学習推進指導者研究協議会）について、特別支援教育専門研修と同様に、受講者、受講者の所属長及び教育委員会等に対して、研修修了 1 年後アンケート調査を実施した。 その結果、3 つの研究協議会全体では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は 94.7%、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長は 98.2%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は 96.8%と、目標値である 80%を超える結果となった。 また、平成 30 年度の研究協議会受講者に対する修了直後のアンケート調査結果においては、「研修プログラムが全体として有意義であったかどうか」について聞いているが、高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会で 99.4%、特別支援教育における ICT 活用に関する指導者研究協議会で 100%、交流及び共同学習指導者研究協議会で 100%の「有意義であった」という評価結果を得た。		
	（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信	（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 ① 各都道府県等における障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員をはじめ、幅広い教員の資質向上の取組を支援するため、「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的	（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 ① 「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。	<主な定量的指標> ・講義配信の受講登録数 3,500 人以上 ・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数 1,000 人以上	<主要な業務実績> ① インターネットによる講義配信 1) 講義コンテンツの充実 都道府県等において、障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、インターネットによる講義配信を行っている。配信する講義コンテンツについて、	<根拠> 教員の資質向上支援について、講義配信登録者数が 3,876 人となり、年度計画の 3,500 人を超え、目標を達成した。また、免許法認定通信教育及び免許法	<有識者からの意見> ・教員は学校現場を離れて研修を受ける時間的余裕がないため、インターネットによる講義配信は有効であり、その一層の充実が求められる。 ・講義配信については周知が十分ではないため、周知の方策

	コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。 また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施すること。 これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。 【指標】 ・講義配信の受講登録者数を、中期目標期間終了までに、4,000人以上とする（平成28年1月現在登録機関数：1,156機関。平成28年度以降、利便性向上のため個人登録に変更。） ・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、3,000人以上とする。 【重要度：高】【難易度：高】 各都道府県等が進める教職員の資質向上への支援は、喫緊の課題であり、重要度は高い。また、免許法認定通信教育は、新たにシステムを構築して、運用を図るもので、コンテンツの新規整備や各都道府県における試験の実施等、様々な課題があり、難易度は高	内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。 イ 配信する講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに、最新の情報を提供できるよう、計画的に更新する。また、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図る。 ロ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報することにより、講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、4,000人以上を確保する。	イ 配信する講義コンテンツについては、障害のある子供が多様な学びの場（特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級）で学んでいることを考慮し、幅広い教職員のニーズに応えるため、幼稚園及び高等学校の教員向けのコンテンツの拡充や学習指導要領の改訂に応じたコンテンツの制作など、幼稚園から高等学校段階までの教職員の専門性向上に向けて、体系的・計画的な整備を図る。また、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図る。 ハ 広く学校教育関係者等の利用に供するため、教育委員会等からの申し出に応じて、講義配信コンテンツの動画ファイル等を提供する。	＜その他の指標＞ ・講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに最新の情報を提供できるよう更新を行う。また、利用者のアンケート調査等を基に内容及び運用の改善を図ったか ＜評価の視点＞ 特になし	平成30年度は、インクルーシブ教育システムの充実に向け、高等学校や幼稚園における特別支援教育に対応した3コンテンツを追加公開し、合計10コンテンツの視聴を可能とした。また、学習指導要領改訂に対応したコンテンツの作成及び更新を計画的に実施している。さらに、特別支援教育を学校経営の観点から進めるために、管理職向けのコンテンツを1コンテンツ追加公開した。 平成30年度末現在、障害種別等の基礎的な内容を学ぶ基礎編45コンテンツ、専門的な内容を学ぶ専門編76コンテンツの計121コンテンツが視聴可能となった。 （高等学校、幼稚園における特別支援教育に対応したコンテンツ） ・高等学校に求められる合理的配慮と基礎的環境整備 ・高等学校における校内支援体制づくり（1） ・高等学校における校内支援体制づくり（2） ・高等学校における特別な配慮を要する生徒への進路指導 ・高等学校における特別支援教育に関する研修及び授業研究の進め方 ・高等学校段階（思春期）における障害のある生徒の心理と自己理解 ・幼児期における特別支援教育の考え方 ・幼児期の具体的な関わり方の実際 ・幼児期の関係機関との連携 ・幼児期の子どもをもつ保護者との関わり （学習指導要領改訂に対応したコンテンツの更新） これまで公開してきたコンテンツについて、学習指導要領改訂に伴って内容を見直し、学習指導要領本格実施までに計画的に更新する。平成30年度においては、20コンテンツの更新を行った。 （「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」に関するプログラム作成） 平成30年度より3年間の計画で、「通常の学	認定講習による単位取得者数は1,574人となり、年度計画の1,000人を大幅に超え、目標を達成した。 講義コンテンツの充実の取組として、高等学校や幼稚園における特別支援教育に対応したコンテンツ、学習指導要領改訂に対応したコンテンツの更新及び新規作成、管理職向けのコンテンツの追加等を行い、121コンテンツが視聴可能となった。 ＜課題と対応＞ 学習指導要領の改訂や高等学校における通級による指導の制度化を踏まえ、より教育現場の課題に対応した講義配信コンテンツの一層の整備を図り、広く普及していくことが必要となってきた。このため、令和元年度において、広報の充実や講義配信コンテンツの新たな整備を図っていく。 学習指導要領本格実施までに改訂内容に対応したコンテンツの更新、新たな「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」に関するプログラムのコンテンツ作成を計画的に整備していく。	を検討することが必要である。 ・講義には、障害のある子供に対する声掛け時にポイントとなる声のトーン等が分かるような実演を内容に含めるなどの工夫が期待される。 ・特別支援学級や通級による指導の担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率は低い。現職教員は講習を受ける機会の確保が難しいため、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得については、今後も取組を継続することが期待される。また、視覚障害及び聴覚障害に加え、知的障害や肢体不自由、病弱等他の障害種の教諭免許に関する講義配信も望まれる。
--	--	---	--	---	---	--	--

	い。	② 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。	② 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。 免許法認定通信教育の実施に当たっては、平成 29 年度までに開講した 3 科目に加え、		級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」に関するプログラムを作成する。平成 30 年度においては、3 年間の計画を策定し、以下のとおり、3 コンテンツの作成を行った。 ・ 総合的概論Ⅰ 「学習指導要領にみる特別支援教育」 ・ 総合的概論Ⅱ「教育課程の連続性」 ・ 各論Ⅰ「小学校国語」 (管理職向けコンテンツの新規作成) ・ 小学校・中学校管理職のための特別支援学級における教育課程編成 2) 利用者アンケート調査等による改善 平成 30 年度においては、講義配信コンテンツをどのように活用しているのか等、ニーズや実態を把握するために、登録者を対象としたアンケートを実施した。本調査の分析等は、令和元年度に行い、予定している講義配信新システムの移行の参考とする。 3) 広報活動の実施による登録者数の増加 リーフレットを各種学校長会や研究所セミナー、全国特別支援教育センター協議会等で配布し、幅広く広報を行ったことにより、登録者数は、平成 30 年度末で 3,876 名となった(平成 29 年度末の 2,722 名から 1,154 名の増(+42%))。 4) 講義配信コンテンツの動画ファイル等の提供 教育委員会や学校からのインターネット接続が制限されている場合があることから、教育委員会から申し出があった場合には、自治体内のネットワークでの活用を行えるよう、ファイル等を提供する取組を行った。平成 30 年度は、東京都、岐阜県、茨城県、京都府、和歌山県の教育委員会にファイル等を提供した。 ② インターネットによる免許法認定通信教育の実施 ・ 平成 30 年度は、前期に「視覚障害児の心理、生理及び病理(1 単位)」及び「聴覚障害児の心理、生理及び病理(1 単位)」(新規)を、後期に「視覚障害児の教育課程及び指導法(1 単位)」及び「聴覚障害児の教育課程及び指導法(1 単		
--	-----------	--	---	--	--	--	--

		免許法認定通信教育の実施に当たっては、免許取得率の低い領域から優先的に科目を開設するとともに、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を行う。 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、3,000人以上を確保する。	平成30年度から、新規科目を追加して開設する。 （平成30年度前期開設科目） ・視覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目（1単位） ・聴覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目（1単位）（新規） （平成30年度後期開設科目） ・視覚障害児の教育課程及び指導法（1単位） ・聴覚障害児の教育課程及び指導法（1単位） 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を平成30年度間に、延べ1,000人以上を確保する。		位)」を開設した。 単位認定試験は、前期については平成30年9月1日（土）に全国23会場で、後期については平成31年2月2日（土）に全国23会場で実施し、単位取得者は1,287名となった。 なお、前期試験においては北海道胆振東部地震の影響等で受験できなかった者、後期試験においては、インフルエンザ等により受験できなかった者を救済するため再試験を実施した。 ・ 受講者の利便性向上のため、試験実施会場を原則県庁所在地に設定するとともに、障害のある者への配慮について、本人からの聞き取りを基に措置した。また、受講者からの質問や要望を基に、「よくある質問」の拡充や理解度チェックテストを配信講義とは別に視聴できるようにするなどの改善を図った。 〔視覚障害のある者への配慮の例〕 ・ 問題用紙へのチェックによる解答 ・ ルーペの持参及び使用 ・ 試験時間の延長（1.3倍（弱視）1.5倍（盲）） ・ テキスト形式の試験問題をUSBメモリに入れて出題 ・ パソコン上で解答し、USBメモリに入れて提出 〔聴覚障害のある者への配慮の例〕 ・ 試験室内の前列、通路側に座席を設ける ・ 注意事項等の説明をメモにより伝達する ・ 試験開始と試験終了の合図について、近くで手で指し示して行う ○ 特別支援教育専門研修における免許法認定講習及び免許状更新講習 ・ 特別支援教育専門研修においては、教育職員免許法施行規則に基づく免許法認定講習を併せて開設し、講習履修者に対して試験（レポート）による審査のうえ、特別支援学校教諭の一種又は二種免許状の取得に必要な単位について、延べ287名に単位の認定を行った。 ・ 当研究所の免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者は、中期目標で3,000名を指標としているが、平成30年度においては年度計画の1,000名以上である1,574名が取得しており、国の施策である免許状取得率の向上に寄与しているものとする。	
--	--	---	---	--	--	--

					特別支援教育専門研修において、併せて開設している免許状更新講習については、講習履修者に対して試験（記述式筆記）による審査のうえ、38名の履修認定を行った。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
予算額と決算額の差が10%以上であるが、これは、講義配信システムの機能強化等の検討に時間を要し、令和元年度に同システムの改修を行うこととしたことが大きな要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」：（1）戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進 特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要であるため。 重要度「高」：（2）特別支援教育に関する理解啓発活動の推進 対象が、特別支援学校及び特別支援学級等以外であるため、これまで以上の積極的かつ効果的な広報が必要となり、難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0118、0119

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
研究所セミナーの参加者満足度	85%以上	－	99.4%	98.6%	99.6%				予算額（千円）	250,512	226,891	222,613		
地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数	毎年度 4 回	－	4 回	4 回	4 回				決算額（千円）	206,722	234,331	222,264		
講師派遣の派遣人数	前中期目標比 25%以上増	－	439 人 （平成 28 年度計画値：430 人）	431 人 （平成 29 年度計画値：430 人）	430 人 （平成 30 年度計画値：430 人）	（令和元年度計画値：435 人）			経常費用（千円）	209,852	229,033	220,818		
									経常利益（千円）	208,786	235,325	222,873		
									行政サービス実施コスト（千円）	198,172	232,502	220,818		
									従事人員数	14	15	15		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	(1)戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進	(1)戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進	(1) 戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進	＜主な定量的指標＞ 特になし	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：B	評定	B	
	我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の	① 特別支援教育に関する幅広い関係者の理解・支援の確保に貢献するため、研究所における情報	① 「広報戦略」に基づき、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集を行う。	＜その他の指標＞ ・特別支援教育に関連する学術的な内容か	① 「広報戦略」に基づく情報収集 イ 情報収集 ・ 特別支援教育に関するナショナルセンターとし	特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。		

	政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう、情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し強化した広報戦略を早急に策定すること。 また、広報戦略に基づき、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を系統的に収集するとともに、研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットを通じた情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進すること。 【指標】 ・情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知するとともに、研究所メールマガジン購読者に対して、研究所ホームページの有用度(研究所ホームページの使いやすさ、情報量の多さ、情報の検索の容易さ等)に関するアンケート調査を定期的に行い、毎年度ホームページを改善する。平成 29 年度以降、ホームページの利用状況等を勘	収集・発信方策や広報の在り方を具体化し、取組を強化することを目的に「広報戦略」を策定し、これに基づき、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集を行う。 イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。 ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。	イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。 ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。	ら教育実践に関わる内容まで幅広く情報収集し、情報内容に応じて整理し、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備したか。 ・国や都道府県はもとより、市区町村や幼・小・中・高、保護者等多方面に対してインターネットなど様々な手段を活用して情報の発信、提供を充実したか。 ・研究成果について、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行ったか。 ＜評価の視点＞ 特になし	て、文部科学省等の国の施策に関する情報、都道府県教育委員会等に関する情報、各種学校長会研究協力園・学校等における実践に関する情報、関連学会での学術的な情報等を幅広く収集している。 ・ 発達障害教育に関する情報は発達障害教育推進センターが、障害種をまたがる特別支援教育の教材・支援機器等（ICT 等を含む）に関する情報は情報・支援部が、それぞれ、文部科学省や厚生労働省、都道府県の教育センター等と連携して、系統的に幅広く収集している。 ロ コンテンツの整備 ・ 研究成果については、研究成果報告書、サマリー集等のほか、教育委員会や教育現場で活用できるように、研究成果物（リーフレット、ガイドブック、事例集等）としてコンテンツを整備している。研究成果・刊行物別に提供していたコンテンツを、特別支援教育全体と各専門領域（各障害種）別に整理して、新たに、ホームページで情報発信できるようにした。 ・ 発達障害教育については、研修講義や Q&A を発達障害教育推進センターのホームページで公表できるようにコンテンツを整備した。 ・ 教材・支援機器等については、研究所内の展示室で実物を展示できるように、障害種別に系統的に整備するほか、特別支援教育の支援教材については、支援教材ポータルサイトに掲載できるように、コンテンツをデータベース化して整備した。	まで幅広く情報収集している。研究や研修に活用するとともに、普及対象を考慮し、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるように充実を図り、情報発信に取り組んだ。 また、収集した情報をホームページで提供するとともに、利便性の改善や利用者サイドの視点を取り入れて、計画どおりホームページを改定した。 発達障害教育推進センターのホームページで公表しているコンテンツである You Tube の NISE チャンネル（平成 28 年度開設）について、教育委員会、学校長会等の関係機関への情報提供に努めた。 これらのことから、学校、各種団体等、多方面に必要かつ有益な情報を提供するなど、年度計画を達成した。 ＜課題と対応＞ 研究所のホームページのリニューアル等、情報発信体制の充実を図ってきており、今後、更なるコンテンツの充実を図る。その情報が教育現場で活用されるよう、具体的に幅広い	＜評価すべき実績＞ 総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進に関して、研究所セミナーの参加者満足度（計画値 85%以上に対して実績値 99.6%）、地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数（毎年度 4 回に対して実績値 4 回）、講師派遣の派遣人数（計画値 430 人以上に対して実績値 430 人）で目標を達成した。 ＜今後の課題・指摘事項＞ 研究成果に関するコンテンツについては閲覧者が求める情報に簡単にアクセスできるようにするため、ニーズを調査するなどし、ホームページの利便性の向上に努める必要がある。 ホームページの認知度を高めるため、他の研修機関や教員養成機関等も含め、積極的な情報発信を行う必要がある。 特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者の認知度調査の回収率は約 51%に留まり、認知度も高いとは言えない。特別支援教育を担当としていない教員等学校関係者に対する理解啓発については、今後も課題として取り組む必要がある。 ＜有識者からの意見＞ ・ナショナルセンターとして、国立特別支援教育総合研究所が、特別支援教育に関する全国の情報を収集し、コンテンツを整備することは重要であり、今後も更に充実させる必要がある。
--	--	---	--	--	--	--	---

	案し、更なる改善のための指標を検討する。 【重要度： 高】 特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要であり、重要度は高い。	用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実する。			学省主催の説明会、研究所主催の各種イベント、各種学校長会の総会等では、パンフレットを配布し、説明を行うことで普及を図った。なお、日本特殊教育学会等での学会における発表や誌上発表を行うことでも普及を図った。	教員層へ届けることが課題となる。そのため、中期計画の指標の一つである、研究所の認知度調査実施に向けた「中間調査」を実施し、調査の目的・内容・方法についての基礎的な知見を得た。引き続き、予備調査の効果的実施や研究所セミナー等研究所が行うイベント、または国・都道府県の研修といった情報提供の機会を有効に活用していく方策を検討する。	・ホームページの改善、コンテンツ等の整備が進められ、小学校や中学校の通常の学級の教員への周知は次第に進みつつあると思われる。今後は、幼稚園や高等学校への周知を進めていく必要がある。
		ロ 研究所のホームページについて、情報コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、わかりやすいものとなるようにする。また、国際的な情報発信を強化するため、発達障害教育に関する情報をはじめ、研究所が有するコンテンツの英語版の作成を計画的に進める。	ロ 研究所のホームページについて、情報提供コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにする。また、国際的な情報発信を強化するため、発達障害教育に関する情報をはじめ、研究所が有するコンテンツの英語版の作成を計画的に進める。		ロ及びホ [ホームページによる情報発信] ホームページについては、アンケート調査及び外部機関の診断を受けて、平成 29 年度に改定し、平成 30 年度に公開した。トップページはシンプルな構成とし、利用者サイドの視点から、「研究者の方」「教育関係者の方」「一般利用者の方」の入口を設けて利便性の向上を図った。また、バナーの表示方法の改定やスマートフォンへの対応等の改善、特別支援教育に関する情報は新しい内容に改めた。 インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクル DB）では、学校・地方公共団体向けや保護者向けの Q&A を 1 問 1 答式で掲載するほか、研究所の研究報告や関連リンクの掲載を行い、情報発信の充実を図った。 新しいホームページについては、研修や研究所セミナー等を含めた様々な情報発信の機会に積極的に紹介し、アンケートだけでは得られない率直な意見（例：研究所の研究者を検索しやすくして欲しい）等を収集し、さらに利用しやすいように改善を図っている。 主務大臣から指摘のあった国際化の対応については、英語版特総研ジャーナルの NISE Bulletin を英語版のホームページに掲載した。		
		ハ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。	ハ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。				
		ニ 研究や国際会議・外国調査の報告等を内容とする特総研ジャーナル、研究紀要、英語版のジャーナルである NISE Bulletin を毎年度それぞれ 1 回刊行し、ホームページに掲載する。また、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介するメールマガジンを毎月 1 回配信する。	ニ 研究や国際会議・外国調査の報告等を内容とする特総研ジャーナル、研究紀要、英語版のジャーナルである NISE Bulletin を平成 30 年度中にそれぞれ 1 回刊行し、ホームページに掲載する。また、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介するメールマガジンを毎月 1 回配信する。		ニ [各種出版物] 研究所の事業や研究、外国調査の報告等をまとめた特総研ジャーナル、英語版特総研ジャーナルの NISE Bulletin、研究紀要第 46 巻を平成 31 年 3 月に刊行し、ホームページに掲載した。また、研究所の活動や特別支援教育の最新情報等を発信するメールマガジンを毎月 1 回配信した（登録者数：平成 30 年度 9、668 人、平成 29 年度 9、225 人）。		
		ホ 研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさ	ホ 研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情		ホ 新しいホームページについては、研修や研究所セミナー等を含めた様々な情報発信の機会に積極的		

		や情報量の多さ、情報検索の容易さ等)に関するアンケート調査を定期的に行い、これに基づき、毎年度ホームページを改善する。また、平成 29 年度以降、ホームページの利用状況等を勘案して、更なる改善のための指標を検討する。	報検索の容易さ等) に関するアンケート調査を行い、これに基づき、ホームページを改善する。		に紹介し、アンケートだけでは得られない率直な意見(例:研究所の研究者を検索しやすくして欲しい)等を収集し、さらに利用しやすいように改善を図っている。(再掲)		
	(2)特別支援教育に関する理解啓発活動の推進 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じて、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実すること。特に、発達障害教育に関するインターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図ること。 また、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を収集し、特別支援教育教材ポータルサイトの充実や研修会、展示会の開催により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての学校において、支援機器等教材を広く普及させるための取組を実施すること。 【指標】 ・特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する研究所の役割や業務内容の認知度を中	(2)特別支援教育に関する理解啓発活動の推進 ① 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。 イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るため、研究所セミナーを毎年度開催し、参加者の満足度評価について 85%以上を確保する。 ロ 保護者をはじめ幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上のコンテンツとして、障害の基礎知識やQ&A等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。 ハ 研究所公開を毎年度開催し、施設等の公開・展示を通じて、特別支援教育の理解啓発を図る。	(2)特別支援教育に関する理解啓発活動の推進 ① 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。 イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るため、研究所セミナーを開催し、参加者の満足度評価について 85%以上を確保する。また、アンケート結果を踏まえ、開催時期、内容及び普及方法等について検討し、平成 31 年度のセミナーに反映させる。 ロ 保護者をはじめ幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上のコンテンツとして、障害の基礎知識やQ&A等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。 ハ 研究所公開を開催し、施設等の公開・展示を通じて、特別支援教育の理解啓発を図る。	＜主な定量的指標＞ ・研究所セミナーの参加者満足度 85%以上 ・地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会を 4 回開催したか。 ＜その他の指標＞ ・幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上で、障害の基礎知識やQ&A等を掲載するなど、情報発信の充実を図ったか。 ・研究所公開の開催を通じて特別支援教育の理解啓発を図ったか。	＜主要な業務実績＞ ① 幅広い理解啓発活動の充実 イ [研究所セミナー] について 平成 31 年 2 月 15 日(金)、16 日(土)、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「インクルーシブ教育システムの推進－多様な学びの場における研究所のコンテンツ活用－」をテーマに開催した。1 日目は、行政説明の後、研究所の各部・センターが有する各種コンテンツを紹介した。2 日目は、基幹研究・科研費による研究・地域実践研究の成果発表、発達障害に関するシンポジウムを行った。参加者への情報は、ホームページにアップし、QR コードを活用して提供した。624 名の参加があり、参加者アンケート(回収率 46%)において「参加した意義があった」「やや意義があった」合計で 99.6%との回答を得た。なお、小・中学校、高等学校の教員の参加者は、全体の 29.0%であった。 ロ [ホームページ] について (1) ② ロ及びホ [ホームページによる情報発信]と同じ。 ハ [研究所公開] について 平成 30 年度の研究所公開を、筑波大学附属久里浜特別支援学校の学校公開と同日開催で、平成 30 年 11 月 10 日(土)に実施した。テーマを「発見、	＜根拠＞ 研究所セミナーでは、テーマを工夫したことにより、参加者は小・中学校、高等学校の教員も多くあった。満足度は目標を上回る 99.6%であり目標を達成した(達成度 117.2%)。研究所公開は、初参加の来場者が多く、効果的に研究所の紹介をすることができた。これらのことより年度計画を達成した。 発達障害教育推進センターホームページのトップページの見直し、研修やイベントの研修情報の年間約 100 件の掲載など、ユーザーの利便性の向上について進めることができた。 「発達障害教育実践セミナー」では、参加者の高い満足度が得られ、実践的な指導力の向上に寄与した。	〈有識者からの意見〉 ・特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者の認知度調査の回収率は約 51%に留まり、認知度も高いとは言えない。特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する働き掛けは重要であり、今後も課題として取り組む必要がある。

	期目標期間終了までに、50%以上とする。 ・支援機器等教材に関する研修会・展示会を毎年度、研究所セミナーや特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会・教育センター等の協力を得て、地域の展示会・研修会を毎年度4回開催する。 【優先度：高】【難易度：高】 研究所の認知度を高めることにより、より多くの者に必要な情報の提供や特別支援教育の理解促進が進むことが期待され、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重する共生社会の形成に資する観点から、優先度は高い。 また、対象が、特別支援学校及び特別支援学級等以外であるため、これまでの積極的かつ効果的な広報が必要となり、難易度は高い。	② 発達障害教育について、インターネットを通じて幅広い国民に情報提供の充実を図るとともに、研究所が実施する研究や研修、関係機関と連携した取組を総合的に講じることにより、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員や保護者の一層の理解を促進する。 イ 幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員、保護者、広く国民一般に対して発達障害教育に必要な知識、発達障害に関する研修等で使用できる情報コンテンツ、理解啓発を促すようなコンテンツを充実し、ホームページから、情報提供を行う。 ロ 発達障害教育に関する研究成果の普及や発達障害教育に係る指導者養成を通じて、発達障害に係る理解促進を図る。また、厚生労働省の発達障害情報・支援センター及び都道府県等の特別支援教育センターと連携して、関連情報の共有化と相互利用を推進し、より幅広く情報提供を行う。	② 発達障害者支援法の改正等を踏まえ、発達障害に関する理解啓発や支援の充実を図るため、発達障害教育推進センターにおいて、インターネットを通じて幅広い国民への発達障害教育に関する情報提供の充実を図るとともに、研究所が実施する研究や研修、関係機関と連携した取組を総合的に講じることにより、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員や保護者の一層の理解を促進する。 イ 幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員、保護者、広く国民一般に対して発達障害教育に必要な知識、発達障害に関する研修等で使用できる情報コンテンツ、理解啓発を促すようなコンテンツを充実し、ホームページや動画配信を通じて情報提供を行う。 ロ 発達障害教育に関する研究成果の普及や発達障害教育に係る指導力の向上を図るため、「発達障害教育実践セミナー」を実施し、発達障害に係る指導・支援の充実と理解促進を図る。また、厚生労働省の発達障害情報・支援センター及び都道府県等の特別支援教育センターと連携して、関連情報の共有化と相互利用を推進し、より幅広く情報提供を行う。	体験、特総研！～深めよう知識・広げよう理解～」として、体験型展示、障害の疑似体験や研究成果等、実生活や教育現場において有効な情報を紹介した。参加者からのアンケートでは、満足度の高い結果を得られた。 ② 発達障害教育に関する情報提供・理解啓発 イ 発達障害教育推進センターホームページについて、ユーザーが必要な情報をできるだけ早く得ることができるようにトップページの構成を見直した。 「イベント情報」については、ユーザーができるだけ身近な地域で研修等の機会が得られるように、公的機関等の主催、共催、後援で実施が公開されている発達障害に関する研修や理解啓発イベントの情報収集を行い、年間約100件の情報を掲載した。「指導・支援」「研修講義」「研究紹介」に関する情報については、各自治体等で開催される研修会等において紹介・周知を積極的に図った。 ロ 発達障害教育の理解推進と実践的な指導力の向上を図る「発達障害教育実践セミナー」を8月3日に開催し、小・中・高等学校の教員等、291名が参加した。実施後のアンケートでは、「参考になった」という回答が95%以上であった。 家庭と教育、福祉等の関係機関が連携し、切れ目のない地域支援体制の構築を推進することを目的とした発達障害地域理解啓発事業を公募により申請のあった3つの自治体（和歌山県、秋田県、兵庫県姫路市）と協働で実施した。具体的には教材・教具展示、心理的疑似体験、研究紹介などを行い、教員及び教育委員会関係者、福祉関係者、保護者、一般市民など総計で500名以上の参加を得た。 国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターとの連携会議を定期的に開催	「発達障害地域理解啓発事業」は全国3カ所で500名以上の参加を得た。アンケート結果から95%以上の肯定的な回答を得たことから、地域のニーズに応じた理解促進が図ることができた。 国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター及び発達障害者支援センターと意見交換することにより、福祉・医療・就労・教育の連携について情報の共有化を図ることができた。 教材・支援機器等に関する情報を計画的かつ着実に幅広く収集し、研究所内の展示室を充実させた。また、支援機器等教材に関する研修会・展示会を計画通り4カ所で開催したことから、年度計画を達成した。 <課題と対応> 厚生労働省、文部科学省、国立障害者リハビリテーションセンターとの連携をさらに深め、発達障害に関する必要で正しい情報提供と支援者の専門性と研修の在り方について、令和2年度までに検討	
--	---	--	--	--	---	--

		③ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、以下の取組を実施する。 イ 研究所の i ライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター教材・教具展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。 ロ 支援機器等教材に関する研修会・展示会を毎年度、研究所セミナーや全国特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会や教育センター等の協力を得て、地域における研修会・展示会を毎年度 4 回開催する。	③ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、以下の取組を実施する。 イ 研究所の i ライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。 ロ 支援機器等教材に関する研修会・展示会を研究所セミナー及び全国特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会や教育センター等の協力を得て、地域における研修会・展示会を平成 30 年度中に 4 回開催する。また、教育センターの協力を得て開催する展示会においては、発達障害教育に関する教材・教具等の展示や疑似体験の機会を設けることにより、地域における理解啓発を促進する。	（平成 30 年度は TV 会議を含め 5 回）し、発達障害に関する最新情報の提供の共有化、困難事例に関する教育と福祉の連携、支援者の専門性等について意見交換を行った。発達障害者支援センター全国連絡協議会懇談会、総会に参加し、各地域の取組について情報収集するとともに、福祉・医療・労働と教育の連携による地域における支援体制の構築について関係者との情報交換を行った。 ③ 支援機器等教材の普及 イ 【展示室及びポータルサイト】 収集した情報を基に、i ライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室を整備し、研究所訪問者への公開を行った。平成 30 年度の i ライブラリー見学者総数は、43 団体、263 名（平成 29 年度、778 名）、発達障害教育推進センター展示室は 557 名（平成 29 年度、1,047 名）であった。 ICT 機器等の教育現場での活用を目指して、教室をモデルとした第 2 i ライブラリーの整備と、機器の貸出等を平成 30 年度より実施できるように整備を行った。支援機器等に関する情報は、特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、インターネットを通じて情報提供を行った。平成 30 年度末時点で、760 件（平成 29 年度、760 件）の教材・支援機器と 192 件（平成 29 年度、170 件）の実践事例を掲載している。 ロ 【支援機器等教材に関する研修会・展示会】 教育支援機器等及び発達障害教育教材の展示会については、研究所セミナーの会場、全国特別支援教育センター協議会、研究所公開で開催するとともに、教育委員会、教育センター等の協力を得て、各地域での研修会やセミナーを活用した形で、下記の 4 ヶ所で開催した。この際、支援機器等や教材を実際に触れるような展示とするとともに、疑似体験を行う機会も設定した。 ・京都府総合教育センター（5 月 29 日） ・山梨県総合教育センター（8 月 10 日） ・長野県総合教育センター（10 月 16 日） ・埼玉県教育委員会（11 月 18 日）	を進めていく。 課題として、教育現場において研究所の情報が十分に普及していないことがある。研究所セミナー、発達障害教育推進センターの理解啓発事業、支援機器等教材に関する展示会等研究所が主催するイベント及び所外の講師派遣等のあらゆる機会に研究所のホームページの活用を促す必要がある。 また、i ライブラリーの拡充等により、教育現場での支援機器等活用のための情報普及を進めていく。 今後、保護者をはじめ幅広い国民が利用できるように、ホームページ上のコンテンツについては、充実を図り、効果的な情報発信を検討する。 国立障害者リハビリテーションセンターとさらなる連携を図り、的確で正しい情報の収集と提供の方法について検討を進めていく。	
--	--	---	---	---	--	--

		④ これらの取組を通して、特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する研究所の役割や業務内容についての認知度を中期目標期間終了までに、50%以上とする。	④ 特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する研究所の役割や業務内容についての認知度について、中間調査を実施し、その結果を踏まえて、認知度を上げる方策を検討する。		④ 今回の調査は、今後の認知度調査の方向性を検討することを目的に中間調査と位置づけ、教育委員会（都道府県、市区町村）は全数調査、学校（小学校、中学校、高等学校）は抽出調査とし、実施をした。調査の内容は、特別支援教育を担当としていない教職員等の研究所に対する認知度及び研究所の研究成果等の活用状況を把握することとした。今回の調査においては、回答者が教育委員会の場合は、指導主事（特別支援教育担当）等、学校では、副校長・教頭等を対象とした。 調査にあたり、間接的な調査のために実数を評価するのは困難であるため、管轄する学校（教育委員会）または所属する学校の教職員の認知度については、「知っているのは半数以上である」「知っているのは半数未満である」「その他」という選択肢による回答方法とした。また、指導主事や副校長・教頭等の研究所についての認知度については、「現職に就く前から研究所を認知していた」「現職に就いて、初めて知った」「今回の案内で、初めて知った」「その他」の選択肢、さらに、指導主事や副校長・教頭等による研究所のホームページや刊行物、研究所セミナー等の利用については、「ホームページの利用経験がある」「研究所の刊行物等の利用等の経験がある」「その他」という選択肢による回答方法とした。送付数は、全体で3、975 件送付して、1、985 件を回収し、54 件の不明を除くと回収率は、50.6%であった。 今回の調査結果から、特別支援教育を担当としない教職員の研究所に対する認知度は、教育委員会及び学校において「半数以上の職員が研究所を知っている」という回答数は261 件（13.1%）であった。一方、「現職に就く前から研究所を認知していた」と回答した指導主事や副校長・教頭は、590 件（29.7%）であった。研究所の「ホームページの利用経験がある」と回答した指導主事や副校長・教頭は、791 件（39.8%）、「研究所の刊行物等の利用等の経験がある」との回答数は、206 件（10.4%）であった。 平成30 年度の中間調査の知見を踏まえ、令和元年度は、研究所の認知度を高めていく取組とともに、予備調査を計画的に実施する。		
	（3）関係団体等との連携	（3）関係団体等との連携による	（3）関係団体等との連携による学校支援	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞	＜根拠＞	〈有識者からの意見〉

	による学校支援及び日本人学校への相談支援 校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。 日本人学校に対して、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。 【指標】 ・各都道府県・市町村等への講師派遣を前中期目標期間に比して 25%以上増加させる（平成 23 年度～平成 26 年度累計：1,340 人）。 ・毎年度、海外赴任教員（管理職等）研修会において、特別支援教育に関する情報提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年 3 回）に実施する。	学校支援及び日本人学校への相談支援 ① 校長会や教育委員会、教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。また、世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育の関係機関や保護者団体等と連携した事業を実施する。 ② 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する域内市区町村の特別支援教育担	及び日本人学校への相談支援 ① 校長会や教育委員会、教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。また、世界自閉症啓発デー2018 シンポジウム本部大会へ参画するとともに、筑波大学附属久里浜特別支援学校等と連携し、世界自閉症啓発デーin 横須賀を開催する。 ② 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する域内市区町村の特別支援教育担当者への研修会等への講師	・講師派遣の派遣人数 ＜その他の指標＞ ・筑波大学附属久里浜特別支援学校と連携し、世界自閉症啓発デー2017in 横須賀を開催したか。 ・日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年 3 回）に実施したか。	① ナショナルセンターとして、特別支援教育に関する理解啓発を効果的・効率的に進めるために、教育委員会や学校、関係機関等の相互のネットワークの要として、関係団体との連携を進めている。関係団体が主催する各種会議に出席し、研究所から、特別支援教育に関する研究成果等の情報提供を行うとともに、要請に応じた支援及び研修を行うことで、連携強化を図った。研究所要覧や各種案内等を 8、327 部配布し、研究所の認知度向上に努めた。 加えて、生涯学習や障害者スポーツの普及を目的に、平成 30 年度「特別支援学校『体育・スポーツ』実践指導者協議会」を全国特別支援学校長会と連携を図りながら企画・運営した。結果として、「有意義であった」「どちらかといえば有意義であった」の合計が 98%と高評価を得た。 さらに、平成 30 年度には、新規事業として茨城県特別支援学校長会及び茨城県教育会（県内の小・中学校の教職員で組織された研究・研修団体）と共催で「特別支援教育における体育・スポーツ充実事業」を水戸市において実施した。実施後のアンケートによれば、体験した種目を教育活動や授業へ取り入れたいかについて尋ねたところ、「取り入れたいと思った」「どちらかといえば取り入れたいと思った」の合計が 98.8%と高評価を得た。 平成 30 年 4 月 7 日に開催された「世界自閉症啓発デー2018 シンポジウム」に共催団体として参画した。全国から約 400 名の参加があった。また、横須賀市教育委員会等と連携し、世界自閉症啓発デー2018 in よこすか「横須賀市児童生徒ふれあいフェスタ」を横須賀市障害者週間キャンペーンの関連行事として平成 30 年 12 月 2 日に開催した。当日は 285 名の参加者があり、イベントの様子や参加者の感想等については、ホームページ等で広く発信した。 ② 独立行政法人、都道府県、指定都市、市町村、学校長会、大学、学会・研究会等に対し、延べ 430 人の派遣を行い、研究成果の普及及び収集した情報の	全国特別支援学校長会をはじめ、各関係団体等との関係強化を図った。また、横須賀市教育委員会等と連携し、世界自閉症啓発デー2018in よこすかを開催した。 都道府県・市町村等への講師派遣も計画的に進め、目標を達成した。 日本人学校、日本人学校校長会及び日本人学校等在外教育施設に赴任する教員等への特別支援教育に関する情報提供、海外へ赴任する保護者等に対する相談を、文部科学省や外務省等と連携して行った。 これらのことから、年度計画を達成した。 ＜課題と対応＞ 情報普及については、講師派遣等を通じた情報普及も有効な手段であり、単に派遣するだけではなく、研究所として提供する情報の精選等により効果的に進展させた。加えて、様々な学校長会等を始めとする関係諸機関と	・日本人学校においても、特別支援教育の必要性は高まっている。日本と同様の支援が日本人学校でも受けられるよう、教育相談や情報提供の機能を一層充実していく必要がある。
--	---	---	---	---	---	--	--

		当者への研修会等への講師の派遣や、大学教育への参画を通して、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。都道府県・市町村等への講師派遣については、前中期目標期間に比して、25%以上増加させる。 ③ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年3回）に実施し、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員や保護者を対象に教育相談を実施し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会において、情報提供を行う。	の派遣や、大学教育への参画を通して、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。都道府県・市町村等への講師派遣については、延べ430人以上を目標とする。 ③ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年3回）に実施し、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員や保護者を対象に教育相談を実施し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会において、情報提供を行う。	提供を図った。また、大学教育への参画については、非常勤講師として30大学から49件の依頼を受け、講義を実施した。このほか、大学からの依頼による研究協議会・シンポジウムでの発表や、大学のセミナーにおける特別支援教育の最新の動向・モデル事業の紹介、（独）日本学生支援機構（JASSO）の障害学生支援専門テーマ別セミナーへの協力等を実施した。 ③ 特別支援教育に関する最新のトピックスや関連施策、研究所における新規事業等に関する情報を「特総研だより」として年3回、日本人学校89校、及び補習授業校221校へ発信した。リーフレット「障害のあるお子さんを連れて海外で生活するご家族へ」を海外子女教育財団等の関係機関に265部配布した。日本人学校及び海外へ赴任する保護者等への相談支援については、海外子女教育振興財団や海外駐在員を派遣している企業の教育相談担当者との連携を図りながら効率よく実施した。（総件数72件、平成29年度は、総件数123件） 文部科学省と連携し、平成30年度在外教育施設派遣教員内定者等研修で「国立特別支援教育総合研究所における在外教育施設に向けた支援」、また、文部科学省、外務省に協力して、東アジア・大洋州地区日本人学校校長研究協議会（於：オーストラリア・パース日本人学校）で「小・中学校における合理的配慮」（新学習指導要領関連を含む）に関して具体的な情報提供を行うとともに、分科会における助言・指導及び日本人学校における特別支援教育に関する個別の相談にも応じた。	の連携が質量共に高まった。これらの取り組みの更なる強化が望まれる。 また、日本人学校への対応については、都道府県等での対応が困難なことから、ナショナルセンターとして、継続した教育相談や情報提供の充実が求められる。	
--	--	---	---	--	--	--

4．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－4	インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与			
業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 3 号、4 号、5 号	
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」、難易度「高」：（1）インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進 障害者差別解消法の施行を踏まえ、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進するものであり、重要度は高い。また、地域と協働する新たな取組で、地域の実情に応じた様々な課題が想定され、難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0118、0119	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度			平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
地域実践研究の 実施件数	中期目標期 間終了まで に、50 件以 上	－	4 件 （平成 28 年度計画 値：4 件）	13 件 （平成 29 年度計画 値：13 件）	14 件 （平成 30 年度計画 値：14 件）				予算額（千円）	216,427	111,413	111,935		
地域におけるイ ンクルーシブ教 育システム構築 への貢献度	90%以上	－	100%	100%	100%				決算額（千円）	136,348	118,948	110,725		
インクルーシブ 教育システム構 築支援データベ ースの登録件数	中期目標期 間終了まで に、500 件以 上	－	302 件 （平成 28 年度計画 値：300 件）	362 件 （平成 29 年度計画 値：360 件）	422 件 （平成 30 年度計画 値：420 件）	（令和元年 度計画値： 460 件）		経常費用（千円）	136,348	118,769	110,723			
								経常利益（千円）	136,348	118,718	110,249			
								行政サービス実施 コスト（千円）	133,122	118,769	110,723			
								従事人員数	11	9	9			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（1）インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進	（1）インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進	（1）インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進	＜主な定量的指標＞ ・地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度 90%以上	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：A	評定	B ＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

	権利条約の批准を踏まえ、我が国においてインクルーシブ教育システムの構築が急務となっていることから、各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）を、都道府県等教育委員会から派遣される地域実践研究員の参画を得て、地域と協力して推進する。 地域実践研究は、中期目標期間終了までに、50 件以上実施し、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（研究計画で示された地域の課題の改善実績）90%以上を目標とする。	① 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）を、各研究に参画した都道府県及び市町村教育委員会から派遣される地域実践研究員と共に、地域と協力して推進する。 地域実践研究は、長期派遣型（1 年間）、短期派遣型（研究所への派遣は年 6 日間）、併せて 14 件を実施する。地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（研究計画で示された地域の課題の改善実績）90%以上を目標とする。	＜その他の指標＞ ・地域実践研究の研究成果について広く普及を図ったか ・インクルーシブ教育システム推進センターのホームページの開設やパンフレットの作成・配布等行ったか ＜評価の視点＞ 特になし	① 地域が直面する課題の解決に資する地域実践研究の推進 ・平成 30 年度より、従来の都道府県・指定都市教育委員会に加え、市区町村教育委員会からも参画できるようにした。平成 30 年度は、長期派遣型に 5 県から 6 件の参画を、短期派遣型に 4 県 4 市から 8 件の参画を得て、計 14 件の研究を推進した。14 件の研究課題は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた体制整備に関する研究 2 課題（教育相談、就学先決定に関する研究、インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究）、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育に関する実際研究 2 課題（多様な教育的ニーズに対応できる学校づくりに関する研究、学校における合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究）に取り組んだ。 ・研究の推進に当たっては、所内研究職員と各県市教育委員会から派遣された地域実践研究員が研究チームをつくり、外部有識者による地域実践研究アドバイザーから、適宜、指導・助言を受けた。 ・地域実践研究に参画した 6 県市・7 会場において、地域実践研究フォーラム及び研修会等を実施し、得られた成果を提供した。参加者数は、30～380 名であり、合計約 1、100 名の参加があった。 - これら各地における地域実践研究フォーラムにおいては、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員など、さまざまな校種の教職員、県市町村教育委員会の職員、関係機関からの参加が多くあった。 ・平成 30 年度に地域実践研究に参画した教育委員会を対象として地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度に関わる質問紙調査を実施し、全ての教育委員会（13 県市 14 件）より「地域実践研究に参画して、期待通り計画通りの成果が得られた」及び「地域実践研究へ	平成 30 年度より各市町村教育委員会における課題解決に直結できるよう、短期派遣型については、派遣対象地域を市町村教育委員会まで拡げ、13 県市の参画を得て、14 件の課題を計画どおり実施し、インクルーシブ教育システムの地域への定着を図った。地域実践研究で得られた成果については、参画した地域における地域実践研究フォーラムや研修会の開催等を通し、広く普及を図った。 地域実践研究に参画した教育委員会を対象とした、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度にかかる質問紙調査では、全ての教育委員会より、高い評価を得、目標値を達成した。特に、平成 30 年度より参画可能とした市教育委員会が本事業を積極的に活用し、その成果を積極的に還元することが見られたのは、大きな成果である。 平成 28・29 年度の 2 年間の研究成果等を『平成 28・29 年度地域実践研究事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システム推進』としてまとめ、関係機関への送付やホームページへの掲載等を通して、広く研究成果を普及し、同様の課題を有する地域や学校等での活用が図られた。	なお、自己評価では A 評定ではあるが、今後の課題・指摘事項に記載のとおり、必ずしも中期目標に定められた以上の業務の達成が認められるとは言えないため、B 評定とした。 ＜評価すべき実績＞ インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与に関して、地域実践研究の実施件数（計画値 14 件に対して実績値 14 件）、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（計画値 90%以上に対して実績値 100%）、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの登録件数（計画値 420 件に対して実績値 422 件）で目標を達成した。 ＜今後の課題・指摘事項＞ 地域実践研究の報告書を作成し、各自治体等に配布しているが、本事業の成果が同様の課題を有する全国の自治体でより効果的に活用され、各自治体におけるインクルーシブ教育システムに関する問題意識を高めたり、課題解決の示唆を与えたりするよう、成果を普及するための情報提供の方法等を検討されたい。 インクルーシブ教育システム構築支援データベースについては、着実に利用者が増えているが、利便性の更なる向上及び幼稚園、小・中・高等学校等の教職員への周知に努
--	---	---	--	--	--	--

が想定され、難易度は高い。				の参画は、県・市のインクルーシブ教育システムの構築に役立った」との回答を得た。（地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度 100%、達成度 111.1%） 平成 30 年度から市区町村からも申請可能とした結果、4 市から申請があった。このうち、釜石市（岩手県）は、市内の小・中学校の全教員と全ての教育委員が、地域実践研究フォーラムに出席して研究成果の報告を受け、インクルーシブ教育システムの理解を深めた。また、鹿沼市（栃木県）は市教育委員会が策定した「鹿沼市教育ビジョン基本計画Ⅱ期」を展開するにあたり、本研究への参画を位置づけた。	ホームページへの掲載、インクルーシブ教育システム普及セミナーの開催、年報やパンフレットの配布、研究所メールマガジン、各教育委員会訪問等を通して、インクルーシブ教育システムの構築に関する情報提供、理解啓発を図った。併せて、インクルーシブ教育システム推進センターの活動の広報に努めた。 ＜課題と対応＞ 地域実践研究の成果普及については、参画した自治体だけではなく、同様の課題を有する全国の自治体での活用を図る取組を推進していくことが課題である。成果について、都道府県・市町村教育委員会、学校等に「地域実践研究事業報告書」や普及フォーラム、セミナー等を通して、広く提供する予定である。	める必要がある。 ＜有識者からの意見＞ - 各地域の教育委員会から派遣された地域実践研究員と協力しての実践的な研究は、研究内容の活用及び地域の課題を解決する指導者の育成という観点から有効であり、今後もそれぞれの地域の課題に即した研究を進め、確実に地域に定着するよう継続が望まれる。 - インクルーシブ教育システムの構築に向けては、小・中学校、特に高等学校での理解浸透を図ることが喫緊の課題である。 - トライアングル・プロジェクト等により家庭、教育、福祉の連携が求められている。教育の場だけではなく、地域等と積極的に連携を図った実践研究が今後望まれる。
	② 地域実践研究の研究成果については、国や各都道府県、市町村、学校等に提供するとともに、地域における報告会や協議会の開催、講師派遣等を通じて、広く一般にも普及を図る。	② 平成 28・29 年度に実施した 4 課題の地域実践研究の研究成果については、国や各都道府県、市町村、学校等に提供するとともに、地域における報告会や協議会の開催、研究所のホームページへの掲載、リーフレットの配布、講師派遣等を通じて、広く普及を図る。		② 平成 28・29 年度の地域実践研究の成果普及 平成 28・29 年度の 2 年間の研究成果及び地域実践研究事業の概要を、『平成 28・29 年度地域実践研究事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システム推進』としてまとめ、国や都道府県・市区町村教育委員会、特別支援学校等に送付するとともに、研究所のホームページに掲載し、広く研究成果を普及した。		
	③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発や研究所のインクルーシブ教育システム推進センターの活動等を広報するため、センターのホームページの開設やパンフレットの作成・配布等を行う。	③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発や研究所のインクルーシブ教育システム推進センターの活動等を広報するため、センターのホームページの充実やパンフレットの作成・配布等行う。		③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発 - インクルーシブ教育システムの構築に関する情報やインクルーシブ教育システム推進センターの取組について、ホームページにて周知を図った。また、都道府県・指定都市・市区町村教育委員会や教育センター等へ年報やパンフレットを配布した。このほか、研究所メールマガジンや全国特別支援教育センター協議会や全国特別支援教育振興協議会での活動紹介、都道府県・市町村教育委員会を訪問（20 県市）して取組の説明を行う等、インクルーシブ教育システム推進センターの活動等の広報を行った。 - インクルーシブ教育システム普及セミナーを近畿地区を対象に実施した。第 1 部はインクル		

					ーシブ教育システム推進センターの活動報告、第2部は地域におけるインクルーシブ教育システム構築の取組等について、小学校、教育委員会から報告を行い、インクルーシブ教育システムの普及を図った。		
	（2）権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。 また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。 【指標】 ・毎年度、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、普及を図るとともに、海外の研究機関とのシンポジウム等を定期的に開催する。	（2）権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 ① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、公表する。	（2）権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 ① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、国内との比較・検討など参考になる情報をホームページや小冊子等で広く公表する。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、公表したか ・海外の特別支援教育の研究機関との研究交流の促進を行うとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を開催し、広く教育関係者等へ情報の普及を図ったか ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向の把握と公表 ・ 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向について、以下のように情報収集を行った。 ・ 国別調査班による調査の実施 国別調査班を編成し、6ヵ国（アメリカ、イギリス、韓国、オーストラリア、フィンランド、スウェーデン）の国別調査の実施 ・ 客員研究員の委嘱 5名の客員研究員によるアメリカ、イギリス、オーストラリア、韓国、フィンランド、スウェーデンの基礎情報の収集 ・ 把握した海外情報については、小冊子『諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向ー平成30年度国別調査からー』に、「近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向」「障害のある子どもの学びの場」「障害のある子どもの教育課程」「障害のある子どもについての理解啓発」の4項目を取り上げて、各国の特徴をまとめるとともに、長期海外派遣研究員制度や出張による調査結果も併せて掲載した。小冊子は、研究所で開催した各セミナー等での配布をはじめ各都道府県・指定都市教育委員会、小・中・高等学校、特別支援学校の関係機関等に広く配布し、情報の提供を図った。また、特総研ジャーナルに、「障害のある子どもについての理解啓発」に焦点を当て、各国の取組について報告した。	＜根拠＞ 諸外国のインクルーシブ教育システムにかかる情報について、効率的に情報収集を行った。 把握した海外情報については、小冊子『諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向ー平成30年度国別調査からー』に、各国の特徴をまとめるとともに、長期海外派遣研究員制度や出張による調査結果も併せて掲載した。小冊子は、広く配布し、情報の提供を図った。また、特総研ジャーナルに掲載、ホームページでの公開、各期の特別支援教育専門研修における講義、インクルーシブ教育システム普及セミナーにおける情報提供等により、受講者や参加者に、学びの機会を提供した。 ・韓国国立特殊教育院との研究交流の促進、情報の積極的な収集と発信に努めた。 ・「障害のある子どもと障害のない子どもの交流をめぐってー日韓の取組から今後	＜有識者からの意見＞ ・インクルーシブ教育の考え方は、ユネスコで発せられたものでもあるため、各国の教育事情・状況や実態の理解した上で、日本の実情に応じたインクルーシブ教育を構築するための研究を行うことが求められる。 ・海外の障害者教育に関する情報や、国際的動向などを注視していくことも、日本の教育の発展のためには重要である。ナショナルセンターとして、今後も継続して、海外の最新情報の収集に取り組むことが必要である。

		② 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研究職員の派遣等を行い、研究交流の促進及び研究の充実を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を定期的に開催し、広く教育関係者や一般国民への情報の普及を図る。また、海外からの視察・見学を積極的に受け入れる。	② 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研究職員の派遣等を行い、研究交流の促進及び研究の充実を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を開催し、広く教育関係者や一般国民への情報の普及を図る。また、JICA 研修プログラム等への協力を含め、海外からの視察・見学を積極的に受け入れる。		- 各期の特別支援教育専門研修において、「諸外国における障害のある子供の教育」として、最新の調査を踏まえた講義を行った。このほか、インクルーシブ教育システム普及セミナーにおいて、各国の障害者の権利に関する条約の署名・批准の状況、インクルーシブ教育システム構築のアプローチの分類、障害のある子どもの教育の場などについて紹介した。 - 招聘した海外の研究員や客員研究員による講演会や海外出張者による情報共有会を実施し、海外の情報を共有した。 ② 海外の研究機関との研究交流の促進、国際シンポジウムの開催、海外からの視察・見学の受入 - 韓国国立特殊教育院（KNISE）との研究交流の促進と情報交換を行うことを目的に、研究職員 1 名を派遣し、特別支援教育に関する課題等に関する情報交換と共同研究「教育課程に係る研究」についての打合せ等を行った。また、韓国国立特殊教育院から研究士 1 名が来所、韓国国立特殊教育院が刊行する季刊誌への投稿等の交流を進めた。 「障害のある子どもと障害のない子どもの交流をめざして－日韓の取組から今後のインクルーシブ教育システム推進を展望する－」をテーマとし、第 4 回 NISE 特別支援教育国際シンポジウムを開催（平成 31 年 2 月）し、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の教員、教育・福祉・行政機関の関係者等 190 名程の参加があった。参加者のアンケートでは、シンポジウムの内容について、満足が 40.3%、おおむね満足が 59.7%との回答であった。 - JICA 研修プログラムによる視察を始めとして 17 カ国 98 名の視察・見学者を受け入れ、日本における特別支援教育の制度、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組、研修課題のテーマに関する講義等を行った。また、教育行政や	のインクルーシブ教育システム推進を展望する－」をテーマとし、第 4 回 NISE 特別支援教育国際シンポジウムを開催し、海外の特別支援教育に関する情報を参加者に広く提供した。 ＜課題と対応＞ 諸外国のインクルーシブ教育システム構築に関する動向について、小冊子やホームページ等を活用し、より広く普及すること、海外の研究機関等との研究交流の促進を図ることが課題である。 最新の情報を収集し、諸外国の社会的背景の違い等を踏まえ、把握・分析する中で、情報の発信に努める。 また、韓国国立特殊教育院との研究交流を継続的に進め、両機関にとって、有益となる情報の交換を行うとともに、海外からの研究者、教育関係者等の訪問者に対し、我が国の特別支援教育の現状について積極的に情報を提供する。 国際シンポジウムについては、特任研究員からの情報提供や海外調査を踏まえ、参加者のニーズに応えるテーマ・内容を検討し、開催する。	
--	--	---	--	--	--	--	--

					学校教育システム、障害のある子どもの教育の場などについて、情報を交換した。		
	（３）インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、教育相談情報提供システムと一体的に運用し利便性の向上に努めること。その際、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、「『合理的配慮』実践事例データベース」については合意形成のプロセスを含む事例とするほか、一見して取組内容が分かる概要を作成するなど、閲覧者の利便性向上のため一層の工夫を行うこと。 また、インクルーシブ教育システムの構築（障害者差別解消法への対応を含む。）に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。 【指標】	（３）インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実 ① インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、中期目標期間終了までに 500 件以上とする。 また、閲覧者の利便性向上のため、教育相談情報提供システムと一体的に運用するとともに、取組内容や活用方法が分かる概要を作成するなど、分かりやすさや見やすさを考慮した工夫を行う。 ② 各都道府県・市町村・学校からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談に対応するとともに、必要に応じて、研修会等への講師派遣を行う。また、相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に	（３）インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実 ① インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、平成 30 年度末までに 420 件以上とする。 また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対する情報発信・周知の仕方を工夫し、閲覧者の増加に努めるとともに、閲覧者の利便性向上のため、概要を作成するなど、分かりやすさや見やすさの視点から工夫する。 ② 各都道府県・市町村・学校からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談について、平成 29 年 2 月に設置した「相談コーナー」において相談を受け付けるとともに、その活用について周知を図る。また、相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。	＜主な定量的指標＞ ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの実践事例登録件数 420 件以上 ＜その他の指標＞ ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、閲覧者の利便性向上のため、教育相談情報提供システムと一体的に運用するとともに分かりやすさや見やすさを考慮した工夫を行ったか。 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ① インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクル DB）について、平成 30 年度は新たに 60 件の事例を掲載し、合計 422 件となった（達成度 100.5%）。このうち、合理的配慮の提供に至る合意形成のプロセスを含む事例の掲載は平成 30 年度末現在で 218 件である。 ・閲覧者の利便性向上を図るため、実践事例の取組内容や活用方法を分かりやすくまとめた概要版を作成し、平成 30 年 9 月からホームページに掲載するとともに検索方法を掲載した。これらインクル DB の活用に関するチラシを作成し、各学校長会の大会や研究所公開、研究所セミナー、都道府県教育委員会主催の行事等で配布した。 ・幼稚園、小・中・高等学校等の関係者への周知を図るため、チラシを作成し、広く配布（10、000 部）するとともに、インクルーシブ教育システム普及セミナー、研究所公開、研究所セミナー等において、インクル DB 紹介コーナーを設け、インクル DB の情報提供を行った。 ② インクルーシブ教育システムの構築に係る相談対応 ・平成 29 年 2 月に、インクル DB の中に「相談コーナー」を設け、都道府県・市区町村又は学校からの「インクルーシブ教育システム構築」に関する相談の受付を開始した。平成 30 年度においても、継続して相談対応を行った。相談コーナーについては、チラシや普及セミナー等に	＜根拠＞ インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクル DB）について計 422 件の事例を掲載し、平成 30 年度の目標を達成した。また、概要版の作成・掲載と検索方法を掲載し、検索しやすいような工夫を図った。 幼稚園、小・中・高等学校等の関係者への周知を図るため、チラシの配布や各行事等においてインクル DB 紹介コーナーを設け、インクル DB の情報提供を行い、年間の事例ダウンロード数は約 25,000 件となり、昨年度に比べ 8,000 件程増加した。 相談コーナーにおいて、都道府県・市区町村・学校等からの相談に対応するとともに、チラシやホームページ等で相談コーナーの周知を図った。 ＜課題と対応＞ インクル DB の閲覧者の利便性向上を図ること、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校	〈有識者からの意見〉 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実も重要であるが、それをどの様にいかすかについても重要である。そのため、実際の教育にいかすための支援について検討を行うことも期待される。 ・全国でインクルーシブ教育システム構築に向けての取組が進んでいるが、地域によってその進捗状況は異なり、苦勞している地域もある。今後もインクルーシブ教育システム構築支援データベースのさらなる周知と、相談支援体制の改善が求められる。 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースについては、幼稚園・小学校・中学校・高等学校における周知が進むよう、さらなる情報発信が必要である。 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベース事例が 500 件に届こうとしているが、活用や掲載事例のリニューアル等についても検討が必要である。

	・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用について、登録件数を中期目標期間終了までに 500 件以上とする（平成 26 年 4 月～ 平成 28 年 1 月末現在事例登録件数：133 件）。 【優先度：高】 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報提供を充実していくもので、優先度は高い。	提供する。			において周知した。また、相談内容と回答の概略は国に提供した。	等の教職員に周知することが課題である。 データベースの活用に関するチラシを関係する各機関や行事等において配布するとともに、研究所セミナー等において、インクル DB 紹介コーナーを設け、データベース等に関する情報提供を行う。 今後さらに交流及び共同学習に関する取組事例やデータベースを活用した研修についての情報提供もホームページに掲載し、閲覧者にとって有益な情報発信に努める。	
--	--	-------	--	--	---------------------------------------	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
2	業務運営の効率化に関する事項								
当該項目の重要度、難易度	—				関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0118、0119			

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	退職手当及び特殊要因経費を除いた、対前年度比一般管理費 3 % 以上の業務の効率化	対前年度比△ 3 %	—	△1.4%	△13.1%	△2.2%			
	退職手当及び特殊要因経費を除いた、対前年度比業務経費 1 % 以上の業務の効率化	対前年度比△ 1 %	—	0.5%	△8.0%	△13.4%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	1. 業務改善の取組	1. 業務改善の取組	1. 業務改善の取組	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	B	
	運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの削減を図ること。	運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの削減を図ることとし、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行ったうえで、適切に見直しを行う。	運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの削減を図ることとし、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行ったうえで、適切に見直しを行う。	・退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費 3 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化	○事業の重点化 中期目標に基づく中期計画及び年度計画等に定める活動を推進するため「平成 30 年度予算編成方針」を策定し、平成 30 年度新規事項「教職員の専門性向上等に向けた幼児期から高等学校段階まで一貫した地域支援事業（チーム・特別支援）」に加え、次の方針に基づき予算編成を行い、事業の重点化を図った。 1 研究の推進 ・研究の充実を図るため、研究員の研究能力の向上や必要な設備備品等の整備。 ・特に基幹研究（横断的研究）及び地域実践研究を重視した予算編成。	評定：B 平成30年度は予算配分方針に基づき新規事業への予算の重点配分や補正予算の編成等を行うとともに、契約の見直しによる固定的経費の削減を行った。また、職員に対する予算状況の説明等の取組により、業務運営コストの削減を図ることができた。 調達等合理化の取組により、競争性のない随意契約は、平成 29 年			
	中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費 3 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務	退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度において、対前年度比で管理経費（人件費含）3 % 以上、業	退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費 3 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化を図る。	<その他の指標> ・調達等合理化計画の推進による業務運営の効率化	2 研修の充実 ・研修員の研修環境を向上させるため予算を確保。 ・ウェブサイトを活用した教職員の資質向上に資す				
				<評価の視点> 特になし					

	の効率化を図ること。	務経費（人件費含）１％以上の業務の効率化を図る。 また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施することにより、調達等の効率化を図る。	また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施することにより、調達等の効率化を図る。	る予算を確保。 ３ 安全対策等の強化 ・研修員、職員等の安全性向上に資する予算を確保する。 ・職員の労働環境の改善を図るための予算編成。 ○管理部門の簡素化 ・平成 30 年 4 月より、管理部門である総務部について、３課 1 室 8 係から 3 課 2 室 8 係体制に見直し、意思決定の迅速化を図った。 ○予算管理 ・予算管理の徹底を図るため、四半期毎に予算執行状況を把握するとともに、第 3 四半期までの予算執行状況を踏まえ、予算の有効活用を図るため補正予算の編成を行い、中期計画、年度計画に即した適切な執行に努めた。 ・東京事務所（学術総合センター）を平成 30 年 3 月末に廃止し、年間約 1,000 千円（平成 29 年度実績）の削減となった。 ・上記の他、複合機の契約方法の見直しにより、前年に比べて 605 千円削減した。このほか、会計システムによる個々の予算管理の実施、ペーパーレス化を推進し、コピー用紙及び印刷代の削減に努め、業務運営コストの縮減に努めた。 ○管理経費 3 ％以上、業務経費 1 ％以上の業務の効率化 ・平成 28 年度の業務の実績に関する評価において「一般管理費及び業務経費ともに削減率を達成できなかったことから予算管理体制をより一層整備し、目標達成に資する。」との指摘を受けた。そのため、上記の事業の重点化、予算管理体制の整備や業務運営コストの削減などに取り組んだ。その結果、平成 30 年度は、退職手当及び特殊要因経費を除き、管理経費は対前年度比 2.2％の減、業務経費は対前年度比 13.4％の減となり、管理経費の業務の効率化 3 ％減は達成できなかった。しかし、総合計では対前年度 932 百万円から 828 百万となり、対前年度比 11.1％減となった。主な要因は、上述のとおり業務改善の取り組みによるもののほか、危険性が指摘された間知石擁壁等を修繕する必要が生じたため、平成 30 年度事業を徹底的に節約し翌年度に修繕工事を実施することとしたものである。	度は契約件数 32 件中 8 件（45 百万円）に対して、平成 30 年度は契約件数 26 件中 7 件（28 百万円）となった。 退職手当、特殊要因等控除後の一般管理費は 184 百万円となり前年度に比べ 2.2％減となった。同じく業務経費は平成 30 年度 643 百万円となり前年度に比べ 13.4％の減となり、効率化を図った。一般管理費については、予算管理体制を一層整備し、目標達成に資する。 <課題と対応> 平成 30 年度は、重点的な予算配分や予算管理の徹底、契約の見直し等により業務運営コストの縮減を図ってきたが、目標を達成できなかった。引き続きこれらの取組を継続し、業務運営コストの削減に向けて業務内容の見直しを図るものとする。	は、引き続き適切な取組が求められる。
--	-------------------	--	---	--	--	---------------------------

				○調達等合理化の取組 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、当研究所の事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度に調達等合理化計画を策定したが、この計画の改訂に当たっては、毎年、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会による点検を行い公表している。 【契約の現状と要因の分析】 (H30 調達等合理化計画の表 1)（単位：百万円） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">平成 29 年度</th><th colspan="2">平成 30 年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争入札等</td><td>(75.0%) 24</td><td>(73.7%) 125</td><td>(73.1%) 19</td><td>(80.6%) 116</td><td>(△20.8%) △5</td><td>(△7.2%) △9</td></tr><tr><td>企画競争・公募</td><td>(0.0%) 0</td><td>(0.0%) 0</td><td>(0.0%) 0</td><td>(0.0%) 0</td><td>(－%) －</td><td>(－%) －</td></tr><tr><td>競争性のある契約 (小計)</td><td>(75.0%) 24</td><td>(73.7%) 125</td><td>(73.1%) 19</td><td>(80.6%) 116</td><td>(△20.8%) △5</td><td>(△7.2%) △9</td></tr><tr><td>競争性のない随意契約</td><td>(25.0%) 8</td><td>(26.3%) 45</td><td>(26.9%) 7</td><td>(19.4%) 28</td><td>(△12.5%) △1</td><td>(△37.8%) △17</td></tr><tr><td>合 計</td><td>(100%) 32</td><td>(100%) 170</td><td>(100%) 26</td><td>(100%) 144</td><td>(△18.8%) △6</td><td>(△15.3%) △26</td></tr></table> 平成 30 年度の契約状況は、表 1 のとおりであり、契約件数は 26 件、契約金額は約 144 百万円である。うち、競争性のある契約は 19 件(73.1%)、約 116 百万円(80.6%)、競争性のない随意契約は 7 件（26.9%）、約 28 百万円(19.4%) となっている。 平成 29 年度と比較して、競争入札等競争性のある件数は 5 件の減（20.8%の減）、金額は 9 百万円の減である（7.2%の減）。 競争性のない随意契約は、ガス契約 1 件、水道契約 1 件、システム保守契約 4 件及び論文データベース契約 1 件、の計 7 件であり、これらについては他に供給することができる業者が存在しないためである。 なお、競争性のない随意契約については、内部統制推進室での点検及び契約監視委員会の審査を受けている。 (H30 調達等合理化計画の表 2)（単位：百万円）		平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(75.0%) 24	(73.7%) 125	(73.1%) 19	(80.6%) 116	(△20.8%) △5	(△7.2%) △9	企画競争・公募	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(－%) －	(－%) －	競争性のある契約 (小計)	(75.0%) 24	(73.7%) 125	(73.1%) 19	(80.6%) 116	(△20.8%) △5	(△7.2%) △9	競争性のない随意契約	(25.0%) 8	(26.3%) 45	(26.9%) 7	(19.4%) 28	(△12.5%) △1	(△37.8%) △17	合 計	(100%) 32	(100%) 170	(100%) 26	(100%) 144	(△18.8%) △6	(△15.3%) △26		
	平成 29 年度		平成 30 年度			比較増△減																																																
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																
競争入札等	(75.0%) 24	(73.7%) 125	(73.1%) 19	(80.6%) 116	(△20.8%) △5	(△7.2%) △9																																																
企画競争・公募	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(－%) －	(－%) －																																																
競争性のある契約 (小計)	(75.0%) 24	(73.7%) 125	(73.1%) 19	(80.6%) 116	(△20.8%) △5	(△7.2%) △9																																																
競争性のない随意契約	(25.0%) 8	(26.3%) 45	(26.9%) 7	(19.4%) 28	(△12.5%) △1	(△37.8%) △17																																																
合 計	(100%) 32	(100%) 170	(100%) 26	(100%) 144	(△18.8%) △6	(△15.3%) △26																																																

					<table><tr><td></td><td></td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>比較増△減</td></tr><tr><td rowspan="2">2 者以上</td><td>件数</td><td>13 (54.2%)</td><td>10 (52.6%)</td><td>△3 (△23.1%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>84 (67.2%)</td><td>91 (78.4%)</td><td>7 (8.3%)</td></tr><tr><td rowspan="2">1 者以下</td><td>件数</td><td>11 (45.8%)</td><td>9 (47.4%)</td><td>△2 (△18.2%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>41 (32.8%)</td><td>25 (21.6%)</td><td>△16 (△39.0%)</td></tr><tr><td rowspan="2">合計</td><td>件数</td><td>24 (100%)</td><td>19 (100%)</td><td>△5 (△20.8%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>125 (100%)</td><td>116 (100%)</td><td>△9 (△7.2%)</td></tr></table> 平成 30 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のとおりであり、契約件数は 9 件（47.4%）、契約金額は約 25 百万円（21.6%）である。			平成 29 年度	平成 30 年度	比較増△減	2 者以上	件数	13 (54.2%)	10 (52.6%)	△3 (△23.1%)	金額	84 (67.2%)	91 (78.4%)	7 (8.3%)	1 者以下	件数	11 (45.8%)	9 (47.4%)	△2 (△18.2%)	金額	41 (32.8%)	25 (21.6%)	△16 (△39.0%)	合計	件数	24 (100%)	19 (100%)	△5 (△20.8%)	金額	125 (100%)	116 (100%)	△9 (△7.2%)		
		平成 29 年度	平成 30 年度	比較増△減																																			
2 者以上	件数	13 (54.2%)	10 (52.6%)	△3 (△23.1%)																																			
	金額	84 (67.2%)	91 (78.4%)	7 (8.3%)																																			
1 者以下	件数	11 (45.8%)	9 (47.4%)	△2 (△18.2%)																																			
	金額	41 (32.8%)	25 (21.6%)	△16 (△39.0%)																																			
合計	件数	24 (100%)	19 (100%)	△5 (△20.8%)																																			
	金額	125 (100%)	116 (100%)	△9 (△7.2%)																																			
2. 予算執行の効率化	2. 予算執行の効率化	2. 予算執行の効率化	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・中期目標の各業務ごとに 応じた、予算と支出実績の管理体制の構築及び運用状況 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 独立行政法人特別支援教育総合研究所運営費交付金取扱規程に、業務達成基準による運営費交付金の債務の適切な収益化、使途の特定等に関して明確化するとともに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所予算規程において、予算責任者を指名して責任体制を明確化すること等により、予算と支出実績を管理する体制を構築・運用した。 平成 30 年度においても中期目標の業務に応じた「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の業務ごとに予算及び支出実績を管理し、四半期ごとに予算執行状況を把握し収益化を行った。	＜根拠＞ 四半期ごとに予算執行状況を作成し、役員等に報告することにより、予算及び支出実績の管理の向上を図った。また、新たに定めた予算規程に基づき、予算と支出実績を管理する運用を開始した。 ＜課題と対応＞ 予算規程等に基づき予算及び支出実績の管理を確実に行之い適正な運用に努める。	〈有識者からの意見〉 ・予算執行状況の適正化のために、四半期ごとの予算執行状況を確認することは重要である。																																	
3. 間接業務等の共同実施	3. 間接業務等の共同実施	3. 間接業務等の共同実施	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・共同実施をした業務の実施状況、費用対効果及び効率化等の検証状況 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 当研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び教職員支援機構の 4 法人で「物品の共同調達」、「間接事務の共同実施」、「職員研修の共同実施」について共同で行い、費用対効果及び効率化等の検証を行った。 ○物品の共同調達 平成 30 年度は、以下の品目について共同調達を実施し、経費の削減に加え、契約担当法人以外の法人での契約行為がなくなり、業務の効率化が図られた。	＜根拠＞ 共同実施を決定した業務について、順次実施するとともに、費用対効果の検証等を行いつつ、新規業務の検討も行い、間接業務等の共同実施を一層推進することができた。	〈有識者からの意見〉 ・必要な人件費を充実させるためにも、間接業務の共同実施により、予算の効率化を図ることが求められる。																																	

	機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に15業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する。	る協議会」の報告（平成26年7月）に基づき、共同実施することとした15種の業務（「物品」、「間接事務」及び「職員研修」）を着実に実施する。さらに、費用対効果等の検証を行いつつ、これ以上の共同実施の取組を一層推進するよう検討を進める。			・蛍光管 ・事務用品（ドッチファイル等） ・電気供給の調達に係る入札手続き ・電子書籍 ・古紙溶解 ○間接事務の共同実施 平成30年度は、以下の業務について共同で実施することにより、業務の効率化、適正化を図った。 ・予定価格作成に係る積算 ・会計事務等の内部監査 など ○職員研修の共同実施 平成30年度は、以下の研修について共同で実施することにより、研修機会の増加や、主担当法人以外の法人の業務の効率化、経費削減が図られた。また、研修を通じて4法人間の職員の交流を図ることができた。 ・新人研修（文書作成研修、ビジネスマナー研修） ・情報セキュリティ研修 ・独立行政法人制度（会計）研修	＜課題と対応＞ 今後も4法人の協議会の場で進捗状況等の確認を行い、間接業務等の共同実施をより一層推進していくことで、業務の効率化、経費の削減を図る。	
	4. 給与水準の適正化 研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。	4. 給与水準の適正化 給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直す。	4. 給与水準の適正化 給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直す。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・給与水準の適正化の取組状況 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 役職員の給与水準については、主務大臣より、「給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。」との検証結果を得ており、総務大臣が定める様式により当研究所ホームページにおいて公表した。また、平成30年度の総人件費（最広義人件費）は692、788千円であり、前年度比4.9%の減であった。	＜根拠＞ 給与水準については、国家公務員の水準未滿となっていることから、主務大臣より適正であるとの検証結果を得た。 ＜課題と対応＞ 国家公務員の水準に準拠し、適正な給与水準の維持に努めていく。	〈有識者からの意見〉 ・国家公務員の給与水準に準拠することは適切である。

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3	財務内容の改善に関する事項								
当該項目の重要度、難易度	難易度「高」 研究所の立地条件から、早急な改善は困難と思われ、難易度は高い。			関連する政策評価・行政事業レビュー		令和元年度行政事業レビュー番号 0118、0119			

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	体育館の稼働率	中期目標期間終了までに、50%以上	－	22% (平成 28 年度計画値：30%)	44.1% (平成 29 年度計画値：30%)	52.8% (平成 30 年度計画値：40%)	(令和元年度計画値：45%)		
	グラウンドの稼働率	中期目標期間終了までに、50%以上	－	35% (平成 28 年度計画値：15%)	36.4% (平成 29 年度計画値：15%)	41.3% (平成 30 年度計画値：40%)	(令和元年度計画値：45%)		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	1. 自己収入の確保	1. 自己収入の確保	1. 自己収入の確保	<主な定量的指標> 特になし	<主要な業務実績> ○外部資金の獲得 平成 28 年度の業務の実績に関する評価において「資金の獲得に向けた組織的な取り組みが必要。」との指摘を受けたことから、競争的資金の獲得に向けて、研究職員に対して予算状況の説明を行ったほか、会議で競争的資金の積極的な獲得を促す等、外部資金の獲得に向け組織的に取り組んだ。平成 29 年度比では、新規＋継続で 3 件増加し 20 件となり、交付額も 5,536 千円増の 34、526 千円となった。		<評定と根拠> 評定：B 科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得に向け組織的に取り組み、前年度を上回る資金を確保することができた。	評定	B
	積極的に競争的資金等の外部資金導入を図るとともに、受益者負担の適正化による自己収入の確保に努めること。 宿泊研修施設については、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。	積極的に競争的資金等の外部資金導入を図り間接経費を確保するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化による自己収入の確保に努める。 なお、中期目標期間を通じて、定期的に宿泊料等を検証するなど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。	積極的に競争的資金等の外部資金導入を図り間接経費を確保するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化による自己収入の確保に努める。 なお、必要に応じて宿泊料等を検証するなど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					
					(科研費応募及び採択状況)		<課題と対応> 厳しい財政状況の中、期待された研究成果をあげるために、科学研究費補助金だけでなく、民間の外部資金の獲得にも積極的に取り組み、引き続き競争的資金の獲得及び自己収入の確保に努める。	<評価すべき実績> 体育館の稼働率（計画値 40%に対して実績値 52.8%）、グラウンドの稼働率（計画値 40%に対して実績値 41.3%）であり目標を達成した。	
								<今後の課題> －	
									<有識者からの意見> ・支出の削減や自己収入の確保は必要な取組である。

				<table><tr><td>うち 直接経費</td><td>22,300千円</td><td>26,576 千円</td></tr><tr><td>うち 間接経費</td><td>6,690千円</td><td>7,950 千円</td></tr></table> (科研費以外の外部資金) <table><tr><td>資金名</td><td>金額</td><td>研究課題名</td></tr><tr><td>柳井正財団</td><td>5,000 千円</td><td>盲ろう幼児児童生徒の支援 体制整備に関わる研究</td></tr><tr><td>大川情報通信基 金</td><td>1,000 千円</td><td>点字初学者用の音声読み上 げ機能を備えた触読し易い UV点字学習教材の開発</td></tr><tr><td>一般社団法人日 本事業所内保育 団体連合会</td><td>300 千円</td><td>国内の事業所内保育施設に おける聴覚障害幼児の実態 に関する調査</td></tr><tr><td>柳井正財団</td><td>5,000 千円</td><td>盲ろう幼児児童生徒の支援 体制整備に関わる研究</td></tr></table> このほか、他研究機関から研究分担者として、延べ9名、計2,921千円（直接経費2,270千円、間接経費651千円）の配分を受け、研究を実施した。 障害のある子どもの教育のより一層の振興を図るため、広く国民からの寄附金を募り、随時受け入れている。平成30年度は、121千円（3者）の寄附申出があり、受け入れた ○自己収入の確保 研修員宿泊棟の宿泊料については、平成25年度から27年度にかけて段階的に増額改定を行ってきた。平成30年度も引き続き自己収入の確保に努めたところ、宿泊料収入の他、間接経費の増加により、33,754千円（平成29年度：30,937千円）となった。	うち 直接経費	22,300千円	26,576 千円	うち 間接経費	6,690千円	7,950 千円	資金名	金額	研究課題名	柳井正財団	5,000 千円	盲ろう幼児児童生徒の支援 体制整備に関わる研究	大川情報通信基 金	1,000 千円	点字初学者用の音声読み上 げ機能を備えた触読し易い UV点字学習教材の開発	一般社団法人日 本事業所内保育 団体連合会	300 千円	国内の事業所内保育施設に おける聴覚障害幼児の実態 に関する調査	柳井正財団	5,000 千円	盲ろう幼児児童生徒の支援 体制整備に関わる研究		競争的資金等の外部資金の導入を図ることは必要であるが、競争的資金を得る場合、短期間による成果をあげることや効率性を求められることもある。成果主義に走ると基礎的な研究が疎かになることがあるが、国立特別支援教育総合研究所は、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する基礎的な研究も行うこと必要である。
うち 直接経費	22,300千円	26,576 千円																									
うち 間接経費	6,690千円	7,950 千円																									
資金名	金額	研究課題名																									
柳井正財団	5,000 千円	盲ろう幼児児童生徒の支援 体制整備に関わる研究																									
大川情報通信基 金	1,000 千円	点字初学者用の音声読み上 げ機能を備えた触読し易い UV点字学習教材の開発																									
一般社団法人日 本事業所内保育 団体連合会	300 千円	国内の事業所内保育施設に おける聴覚障害幼児の実態 に関する調査																									
柳井正財団	5,000 千円	盲ろう幼児児童生徒の支援 体制整備に関わる研究																									
2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進	2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進	2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進	<主な定量的指標> 体育館 40%以上、グラウンド 40%以上の稼働率確保 <その他の指標> 特になし <評価の視点> 特になし	<主要な業務実績> 平成29年度に引き続き、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するため、横須賀市・横浜市の学校等や障害者団体等へパンフレットを配布するとともに、研究所ホームページに利用案内および予約状況等を掲載し幅広い広報に努めた。 平成30年度の障害者スポーツ団体の利用実績	<根拠> 外部利用促進のため、広報活動や利用方法の周知を図り、体育館及びグラウンドともに目標を上回る稼働率を確保することができた。 <課題と対応>	<有識者からの意見> 体育館の稼働率が前年度より増加しており、取組が評価できる。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催の観点からも、障害者スポーツでの利用を含め、引き続き積極的な広報が必要である。																					

	な方針を早急に策定し、取組を推進すること。 グラウンドについては、体育館と同様に、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへの積極的な働きかけなどの具体的な方針を早急に策定し、取組を推進すること。 【指標】 ・中期目標期間終了までに、体育館及びグラウンドの稼働率を 50%以上とする（体育館 平成 23 年度：32.1%、平成 24 年度：19.0%、平成 25 年度：19.6%、平成 26 年度：13.7%、グラウンド 平成 23 年度：36.8%、平成 24 年度：38.6%、平成 25 年度：9.9%、平成 26 年度：6.7%）。 【優先度：高】【難易度：高】 これまでの実績から、利用率向上のための取組を早急に進めていくことが必要であり、優先度は高い。また、研究所の立地条件から、早急な改善は困難と思われ、難易度は高い。	利用の促進に向けての対応方針」を策定し、これに基づき、i）広報活動の充実、ii）利用可能日の拡充、iii）利用可能時間の延長と施設使用料設定の見直し、iv）利用申込方法の改善、v）外部利用促進のための事業の実施等を推進する。これらの取組により、中期目標期間終了までに、50%以上の稼働率を確保する。	らの取組により平成 30 年度は、体育館 40%以上、グラウンド 40%以上の稼働率を確保する。	は、平成 30 年 5 月、9 月に日本デフバドミントン協会、平成 30 年 10 月に日本デフバレーボール協会が利用した。 平成 30 年度の体育館の稼働率は 52.8%（目標値 40%）、グラウンドの稼働率は 41.3%（目標値 40%）であった。	引き続き、近隣地域や障害者スポーツ団体等に対する広報活動に努めること、利用方法の改善等の利便性の向上に努めることで、更なる稼働率の向上を図る。		
	3. 保有財産の見直し 保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。特に、体育館、グラ	3. 保有財産の見直し （1）保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。 （2）体育館、グラウンド	3. 保有財産の見直し 保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 保有財産については、当研究所の研究・研修事業等に活用されており、必要なものと判断している。また、施設環境委員会を開催し、保有財産が必要であることを確認するとともに有効利用の	＜根拠＞ 保有財産については研究・研修事業等に活用されており、必要なものと判断している。	〈有識者からの意見〉 ・取組を継続することが期待される。

	ウンドについては、利用実績等を踏まえ保有の必要性を検討すること。	については、中期目標期間における利用実績等を踏まえ、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年総務省行政管理局）に基づき、その保有の必要性を随時検討し、仮に不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。		＜評価の視点＞ 特になし	促進に努めている。	＜課題と対応＞ 保有財産の有効活用に努め、施設環境委員会で必要性について確認を行うなど、不断の見直しを行う。	
	4. 固定的経費の節減 会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。	4. 固定的経費の節減 会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。 IV 予算、収支計画及び資金計画 1. 中期計画予算 別紙1のとおり（※事業等のまとまりごとに作成予定） 2. 平成 28 年度～32 年度収支計画 別紙2のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定） 3. 平成 28 年度～32 年度資金計画 別紙3のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定）	4. 固定的経費の節減 会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。 IV 予算、収支計画及び資金計画 1. 平成 30 年度予算 収入 1,091,360 千円 運営費交付金 1,049,000 千円 施設整備費補助金 37,584 千円 雑収入 4,776 千円 支出 1,091、360 千円 人件費 706,500 千円 一般管理費 115,343 千円 業務経費 231,933 千円 研究活動 53,002 千円 研修事業 90,246 千円 情報普及活動 70,715 千円 インクルーシブ教育システム	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 旅費の支払通知の電子メール化、タブレット端末を活用した所内会議の実施等によりペーパーレス化を推進した。 また、複合機の契約方法の見直しにより、前年に比べて 605 千円削減した。 東京事務所（学術総合センター）を平成 30 年 3 月末に廃止し、年間約 1,000 千円（平成 29 年度実績）の削減となった。 1. 平成 30 年度予算 収入 1,121,853 千円 運営費交付金 1,049,000 千円 施設整備費補助金 31,469 千円 寄附金収入 421 千円 雑収入 27,785 千円 受託事業等（間接経費含む）13,178 千円 支出 972,497 千円 人件費 688,171 千円 一般管理費 40,951 千円 業務経費 197,274 千円 研究活動 38,733 千円 研修事業 67,555 千円 情報普及活動 72,500 千円 インクルーシブ教育システム	＜根拠＞ 複合機に関する契約を見直すことにより、固定的経費の削減を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 契約の見直しや会議等のペーパーレス化を推進し、引き続き固定的経費の削減を図る。	〈有識者からの意見〉 - 消費電力の少ない機器の活用、ごみ処理方法の見直し等の細かなことにも気を配り、支出の削減に努めていることは評価できる。 - 取組を継続することが期待される。

			構築推進事業 17,970 千円 施設整備費 37,584 千円 2. 平成 30 年度収支計画 費用の部 1,056,014 千円 人件費 706,500 千円 一般管理費 115,343 千円 業務経費 234,171 千円 収益の部 1,056,014 千円 運営費交付金収益 1,049,000 千円 自己収入 4,776 千円 資産見返運営費交付金戻入 2,238 千円 3. 平成 30 年度資金計画 資金支出 1,091,360 千円 業務活動による支出 1,053,776 千円 投資活動による支出 37,584 千円 資金収入 1,091,360 千円 業務活動による収入 1,053,776 千円 投資活動による収入 37,584 千円 V 短期借入金の限度額 限度額 3 億円 短期借入金が想定され る事態として、運営費交付 金の受入れが遅延する場 合や予想外の退職手当な どに対応する場合を想定。 VI 剰余金の使途 研究の高度化・高品質化の		構築推進事業 18,486 千円 施設整備費 31,469 千円 寄附金 1,672 千円 受託事業等（間接経費含む） 12,960 千円 2. 平成 30 年度収支計画 費用の部 964,844 千円 人件費 688,171 千円 一般管理費 46,473 千円 業務経費 227,491 千円 財務費用 1,340 千円 臨時損失 1,369 千円 収益の部 953,333 千円 運営費交付金収益 904,670 千円 自己収入 33,755 千円 資産見返運営費交付金戻入 14,584 千円 その他収益 151 千円 臨時収益 173 千円 3. 平成 30 年度資金計画 資金支出 972,497 千円 業務活動による支出 941,028 千円 投資活動による支出 31,469 千円 資金収入 1,121,853 千円 業務活動による収入 1,090,384 千円 投資活動による収入 31,469 千円 <主要な業務実績> 該当なし。 <主要な業務実績> 該当なし。	
--	--	--	---	--	---	--

		ための経費に充当する。	VI 剰余金の使途 剰余金が生じた場合は、研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。				
--	--	-------------	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
4	その他業務運営に関する重要事項								
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0118、0119				

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	1. 内部統制の充実 研究所の内部統制については、基本方針を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムを充実・強化すること。 各種の規程を整備するとともに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、 ① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築 ② 研究所のマネジメ	1. 内部統制の充実 内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制の推進に関する委員会等を設置し、内部統制システムの充実・強化を図る。 内部統制の推進に関する規程等を整備するとともに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、 ①研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの整備 ②研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を行い理事長に伝達した上で、組織・業	1. 内部統制の充実 内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制の推進に関する委員会等を設置し、内部統制システムの充実・強化を図る。 内部統制の推進に関する規程等を整備するとともに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、 ①研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの整備 ②研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を行い理事長に伝達した上で、組織・業	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 特になし <評価の視点> 特になし	<主要な業務実績> 内部統制委員会、内部統制推進室会議を設け体制整備を図り、災害に関するリスク、業務に関するリスク等の検討を行い、それに基づき対応した。また、理事長が主催する月 2 回の総合調整会議において各部・センターへの情報の共有・伝達に努めた。掲示板システムを備えた情報システムを活用し、全職員への情報伝達や、定期的な内部監査及び監事監査の実施、監査結果の理事長への報告等の伝達を迅速に行い、内部統制の強化を図った。 特に研究所における災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的かつ計画的に推進するとともに研究所が被災した場合において研究所の役割を適切に果たすため、防災業務計画及び業務継続計画（首都直下地震）を策定した。また、国の新型インフルエンザ等感染症の対応計画に準じ、業務継続計画（新型インフルエンザ等）を策定した。	<評定と根拠> 評定：B 左記の業務実績により、リスクマネジメントの向上、組織内部の情報の伝達の円滑化、監査結果の伝達による業務改善が図られ、内部統制の充実・強化が図られた。 <課題と対応> 監査で指摘があった事項については、次年度も継続的に監査を行い、業務改善が図られているか確認し、引き続き内部統制の充実・強化に努める。	評定	B	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <評価すべき実績> — <今後の課題> — <有識者からの意見> ・組織にとってリスクマネジメントは重要であり、その一層の充実が求められる。

	ント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用 ③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。	務運営において活用 ③内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務への反映を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。	への反映を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。				
	2. 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。 また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。	2. 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて、適時点検し、必要に応じて内容の追加修正等の見直しを行うことにより、情報セキュリティ水準を適切に維持する。 これに基づき、情報システムへの侵入テスト等、サイバー攻撃への耐性を確認するための検査及び評価を年1回以上実施し、当該結果を反映させた対策を施すことにより、防御力の改善及び強化を図る。 併せて、情報セキュリティインシデントへの対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する訓練・研修を年1回以上実施し、組織的対応能力の強化を図る。 また、自己点検等で対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	2. 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて、適時点検し、必要に応じて内容の追加修正等の見直しを行うことにより、情報セキュリティ水準を適切に維持する。 これに基づき、情報システムへの侵入テスト等、サイバー攻撃への耐性を確認するための検査及び評価を年1回以上実施し、当該結果を反映させた対策を施すことにより、防御力の改善及び強化を図る。 併せて、情報セキュリティインシデントへの対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育・訓練・研修を年1回以上実施し、職員への周知徹底及び組織的対応能力の強化を図る。 また、自己点検等で対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ○情報セキュリティ・ポリシーの見直し 平成30年7月に、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」が改定されたことを踏まえ、研究所の関係規定の見直しを行い、所要の改正を図った。 ○リスクの評価 情報セキュリティ委員会を開催し、研究所の基幹システム及び財務会計システム、人事給与システム等について、連絡体制の確認、情報システム台帳の整備等を行うとともに、情報セキュリティに関するリスクの洗い出し及び評価を行った。 ○自己点検の実施 研究所の情報セキュリティ対策基準において実施が求められている情報セキュリティ対策の実施状況について、各人が自ら確認するための自己点検を行った。 ○情報セキュリティ監査 人事・給与システムに関する監査を12月に行い、その結果を踏まえて最高情報セキュリティ責任者より、改善を要請した。 ○情報セキュリティに関する教育・訓練・研修 全役職員を対象に、平成31年2月に標的型メール訓練を実施するとともに、情報セキュ	＜根拠＞ 情報セキュリティ・ポリシーの改正を行ったこと、職員を対象とした研修や自己点検を実施したことにより、情報セキュリティ水準の維持向上を図るとともに、職員の情報セキュリティ意識の向上を図った。 ＜課題と対応＞ 引き続き情報セキュリティの強化を図るとともに、研修等を通じて職員の情報セキュリティ意識の向上を図ることで、情報セキュリティ水準を適切に維持していく。	〈有識者からの意見〉 ・情報セキュリティ対策は重要であり、情報の取扱いについては、十分な配慮が求められる。

					リティインシデントへの対処や標的型メールの特徴、著作権についての留意事項等内容とした研修会を開催した。 ○図書業務システムの更新 図書業務システムについて、必要なセキュリティ事項を踏まえた仕様を策定し、9月に入札を行い、平成31年3月末に更新を行った。		
	3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力 研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究の推進を図ること。 また、共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進めること。	3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力 研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究の推進を図る取組を行う。 また、効果的・効率的な業務運営のため、研究所と筑波大学との共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進める。	3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力 研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究の推進を図る取組を行う。 また、効果的・効率的な業務運営のため、研究所と筑波大学との共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進める。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 筑波大学附属久里浜特別支援学校と教育研究の推進を図る取組を行ったか。 <評価の視点> 特になし	<主要な業務実績> ○教育研究の推進 筑波大学附属久里浜特別支援学校と共同し、円滑な教育研究協力及び児童等の教育について相互協力に資するため、国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議を設け、定期的に運営等の課題について連絡調整を図っている。 また、科研費による研究課題「共に学ぶ場における発達障害児と典型発達児の他者・自己理解を促進する心理教育的支援」において、同校の協力を得て研究を推進している。 ○共同調達 筑波大学附属久里浜特別支援学校と共同し、平成30年度は、学校給食及び研修員の宿泊を伴う食事を提供するための食堂運営業務の共同調達を実施した。 ○インターンシップ生徒の受け入れ 筑波大学附属久里浜特別支援学校と共同し、平成30年6月と11月に近隣の特別支援学校高等部生徒各1名をそれぞれ5日間、9日間、現場実習として受け入れた。	<根拠> 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連絡会議や研究協力機関として研究を推進したこと、共同調達の取組を通じて効果的・効率的な業務運営に資することができた。 行事や事業の広報活動も互いに協力することで、効果的に行う事ができた。 <課題と対応> 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を深めていくことで、教育研究及び共同調達の取組を推進し、効果的・効率的な業務運営を行う。	〈有識者からの意見〉 ・特別支援教育の推進のため、研究機関である国立特別支援教育総合研究所と、教育実践を行う筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力が引き続き求められる。
	4. 施設・整備に関する計画 業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設	4. 施設・整備に関する計画 研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等の業務	4. 施設・整備に関する計画 研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等の業務の円滑な実施に必要な施設整備	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 研究所の業務の円滑な実施に必要な施	<主要な業務実績> 研究所業務の円滑な実施や施設の長寿寿命化に資するため、特別支援教育情報センター棟の経年劣化や塩害による劣化防止のための屋上	<根拠> 研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿寿命化のため、計画どおり、屋上空	〈有識者からの意見〉 ・研究業務を行うためには、施設整備も重要であるため、適切な予算措置が重要である。

	の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。	の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進する。 本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙４のとおり。	を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進する。 (平成 30 年度施設整備) 特別支援教育情報センター棟屋上空調設備改修等工事	設整備を進めたか。 ＜評価の視点＞ 特になし	空調設備等改修工事及び灌水機設置工事を行い、それぞれ平成 30 年 10 月、平成 31 年 3 月に竣工した。	調設備等改修工事等を行い年度内に竣工することができた。 ＜課題と対応＞ 引き続き、計画的な施設整備を行い、研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化を推進する。	
	５．人事に関する計画 新規採用や人事交流等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保に努めること。また、研修等の実施により職員の資質向上を図ること。	５．人事に関する計画 (１) 方針 研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。また、必要に応じて任期付研究員・客員研究員等を採用し、研究活動等を強化する。 さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。 (２) 人員に係る指標 常勤職員数については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。 (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 2,964 百万円	５．人事に関する計画 (１) 方針 研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。また、必要に応じて任期付研究員・客員研究員等を採用し、研究活動等を強化する。 さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、基本方針を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。 (２) 人員に係る指標 常勤職員数については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。 客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。また、教育委員会、大学等との人事交流により、必要な人員の確保に努める。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めたか ・新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図ったか ・職員研修の計画的な実施及び他法人との共同実施による職員研修を行ったか ・常勤職員について業務等を精査し職員数の適正化に努めたか ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ○業務運営の効率化 組織体制については、業務量等を勘案し、平成 29 年度から引き続き４部２センター制を維持した。また、新たな業務への対応としてワーキンググループを組織するなど、業務量の変動等に柔軟に対応した。 ○職員の計画的配置 人材の確保については、公募等を行うことにより３名の新規採用を行うとともに、教育委員会及び大学等との人事交流等により５名受け入れた。さらに、研究活動等の強化を図るため、７名の客員研究員を採用した。 ○職員研修 職員研修については、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構と共同で実施することで、単独では実施困難な研修や業務の効率化、経費の節減を図った（新規職員採用研修、独立行政法人制度（会計）研修、情報セキュリティ研修を実施）。また、横浜国立大学主催の事務情報化推進研修へ職員を派遣するほか、所内においては、人事評価制度研修、公文書管理研修、メンタルヘルス研修会等を実施し、職員の資質向上等に努めた。 ○働き方改革 働き方改革の一環として、テレワーク制度の試行を開始し、17 名の職員が利用した。	＜根拠＞ 組織体制は維持しつつ、新たな業務への対応としてワーキンググループを設置するなど業務量の変動等に柔軟に対応した。また、公募や人事交流等により幅広い人材を確保したことにより、職員の適正な配置を行うことができた。 職員の資質向上を図る職員研修については、他法人と共同で実施することにより、効率化した。 ＜課題と対応＞ 引き続き、業務量に応じた柔軟な組織体制の構築を図るとともに、人事交流等による人材の確保、効率的な職員研修等の実施等により、職員の資質向上や専門的な能力の向上に努める。	〈有識者からの意見〉 ・教育委員会及び大学等との人事交流は双方にメリットあるため、継続が求められる。

		ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当であり、退職手当及び法定福利費は含まない。			○職員数の適正化 常勤職員数については、業務量を勘案し、昨年度比 1 名減の 67 名とした。		
--	--	---	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし。